

ハンセン病療養所のユネスコ「世界文化遺産」及び「世界の記憶」
（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2019年4月～2022年3月）

2021年度進捗管理・学術調査

報告書（概要版）

令和4（2022）年6月
特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会



例 言

- 一、本書は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）が2019年3月に策定した「ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けたロードマップ（2019年4月～2022年3月）」（解説書を含む。以下「ロードマップ」という。）の2021年度における進捗管理・学術調査の状況を報告するものである。
- 一、本書は、2021年度に実施したロードマップ進捗管理・学術調査を記載した1と、2及び3のロードマップで構成される。2020年度版本書の1に記載した内容は、必要に応じて本書の2及び3に転記した。1に記載された内容が翌年度以降、2及び3に転記されることで2及び3のロードマップにそれまでの進捗管理・学術調査の内容が蓄積される構成である。ただし、経緯の説明が必要な場合には、前年度の1の内容を引き続き該年度本書の1に記載する。
- 一、本書は、ロードマップ解説書目次に示した記載事項を可能な範囲で踏襲しつつ新たな記載事項（論点）を追記等することで2019年3月に策定した当初のロードマップとの連続性を確保する。具体的には本書作成の便宜上、ロードマップ解説書の記述を変更した記載事項には「変更あり」、新たな記載事項には「追記」、上書きをした記載事項には「更新」、削除した記載事項には「削除」とそれぞれ記載した。
- 一、ロードマップの進捗管理及び学術調査は、本法人ロードマップ委員会（委員長 長島愛生園歴史館主任学芸員田村朋久）、ワーキング・グループ（WG）及び事務局にて実施した。
- 一、ロードマップ及び本書（報告の基礎となった調査等資料を含む。）の著作権は本法人に帰属するため、無断転載を禁ずる。

委員長あいさつ

2019年3月に「長島」を資産と想定して策定した世界遺産登録に向けたロードマップも、早いもので2021年度をもちまして当初予定の3年間の進捗管理期間が経過いたしました。2021年度に実施した進捗管理及び学術調査の報告書を発刊するにあたり、登録に向けたロードマップ委員会を代表して、平素ご支援いただいております皆様に深謝申し上げます。

世界文化遺産につきましては、新型コロナウイルスのパンデミックにより開催が延期されていた第44回（拡張）世界遺産委員会が2021年7月に中国・福州市にてオンラインを併設して開催され、日本から推薦されていまして「北海道・北東北の縄文遺跡群」が登録されました。一方、本件に関する事案として注目しておりましたハンセン病療養所としての歴史をその一部に持つ「スピナロンガの要塞」（ギリシャ）は、委員会での審議前にギリシャ政府により推薦が取り下げられました。ICOMOSによる「スピナロンガの要塞」評価書を和訳（仮訳）し、一部を本書37ページに掲載しておりますので、ぜひともご一読ください。

世界の記憶につきましては、ユネスコによるプログラムの「包括的な見直し」が完了し、2022-2023登録プロセス（国際登録）の国内候補2件が2021年11月に推薦されました。現在、本件を次回2024-2025登録プロセス（国際登録）の国内候補として申請できるよう取り組んでおります。

本件につきましては、2021年度も新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、長島愛生園「収容桟橋」「監房跡」の基本計画・基本設計の策定（本書6ページ、43ページ）、長島愛生園保存活用ビジョンの策定（本書9ページ、57ページ）、長島愛生園史資料の脱酸性化処理及び邑久光明園入所者証言映像への英語字幕の挿入（本書10ページ、25ページ）等の事業を実施いたしました。ご支援をいただきましたロードマップ委員の皆様、株式会社デザイン・フォー・ヘリテージ様、株式会社文化財保存計画協会様、株式会社キハラ様にはこの場をお借りしてお礼申し上げます。

最後に、現在長島愛生園では既存の非稼働施設を最大50名宿泊可能な社会交流会館へとリノベーションする整備工事を行っております。「人権学習の場・長島愛生園」の創設に向けた新たな学習プログラムも検討中ですので、ご期待ください。

2022（令和4）年6月

特定非営利活動法人
ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会

登録に向けたロードマップ委員長
（長島愛生園歴史館主任学芸員）

田村 朋久



1. 2021年度 ロードマップ進捗管理・学術調査実施報告

1-1. 実施体制

本法人ロードマップ（RM）委員会の下に3つのワーキング・グループ（WG）を設け、適宜オブザーバーの助言を得ながら効率性かつ専門性を確保し、進捗管理及び学術調査を実施した。ロードマップ委員会委員及び3つのWG構成員は以下のとおりである。具体的な進捗管理及び学術調査は、本法人事務局長が全体を調整しながら実施した。

2020年度から2021年度第2回までのRM委員会は、国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WGと合同で開催した。該合同会議は、以下1-1-1.及び1-1-5.の構成員で構成されている。

1-1-1. ロードマップ委員会 委員

役職	所属	氏名
委員長	長島愛生園歴史館 主任学芸員	田村 朋久
委員	邑久光明園社会交流会館 学芸員	太田 由加利
委員	瀬戸内市文化観光部文化観光課 主幹	大谷 博志
委員	長島を考える建築家グループ事務局 (株) ココロエー級建築士事務所	片岡 八重子
委員	岡山県ハンセン病問題対策協議会 委員 元岡山県ハンセン病問題関連史料調査 委員会 委員 弁護士	則武 透
委員	長島愛生園歴史館 学芸員	木下 浩
事務局支援	株式会社デザイン・フォー・ヘリテージ代表取締役	西村 祐人
事務局	NPO事務局長	釜井 大資

1-1-2. 世界文化遺産 建築・資料調査WG 構成員（略）

1-1-3. 世界文化遺産 建造物保全・史跡等調査WG 構成員（略）

1-1-4. 世界の記憶 保全・アクセス管理調査 WG 構成員（略）

1-1-5. 国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討WG 構成員（1-1-1を除く）

NPO役職	所属	氏名
理事	座長 国立療養所長島愛生園 園長	山本 典良
理事	長島愛生園入所者自治会 会長	中尾 伸治
監事	国立療養所長島愛生園 事務部長	安野 豊
-	国立療養所長島愛生園 会計課長	近藤 享繁
-	厚生労働省健康局難病対策課 課長補佐	斉藤 基樹
-	厚生労働省歴史的建造物保存等検討会構成員 弁護士	鮎京 眞知子
理事	瀬戸内市長	武久 顕也
理事	瀬戸内市市民生活部 部長	坪井 智美
理事長	RSK山陽放送株式会社 取締役会長	原 憲一
理事	裳掛地区コミュニティ協議会 会長	服部 靖

1-2. 実施経過

名称	実施日	会場
RM委員会	2021年5月20日、10月7日（愛生園WG合同） 2021年12月6日（厚労省難病対策課視察） 2022年2月14日（単独）	オンライン及び長島愛生園
建築・資料調査WG	6月20日（園内建造物現状調査） 11月19日～23日（収容棧橋・監房跡） 12月1日～8日（収容棧橋・監房跡）	長島愛生園
建造物保全・史跡等調査WG	4月27日・28日（園内史跡調査） 8月2日・3日（園内史跡調査） 8月23日（園内史跡調査）	長島愛生園
世界の記憶保全・アクセス管理調査WG	通年（「後世に伝えたい ハンセン病の歴史」事業として、歴史的記録物251件の脱酸性化処理及び入所者証言映像への英語字幕挿入を実施）	長島愛生園 邑久光明園

1-3. 実施報告

1-3-1. ユネスコ世界文化遺産

a. 暫定一覧表追加記載の見通し（略）

b. ポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）の磨き上げ

推薦書原案を作成する上で最も重要な位置を占める記述である。2020年度を通じて磨き上げを行った該言明（案）は、本書3-3.（32ページ）記載のとおりである。2021年度は磨き上げを行わなかったため、2020年度版が本書における最新の言明（案）である。

c. 比較分析

推薦書原案には、推薦資産と他の類似資産との比較分析の結果を記載する必要がある。

2021年度にはこの中からそれぞれの国の国内暫定一覧表にハンセン病療養所として記載されている以下の2件について、インターネット上で公開されている資料を中心に調査を開始した。

（2）スピナロンガの要塞（ギリシャ）については、本書5-11.（37ページ）のとおり、ギリシャが提出した推薦書に対してイコモスが評価した内容を取りまとめた。

（1）スングエイブローハンセン病療養所（マレーシア）

（2）スピナロンガの要塞（ギリシャ）

d. 資産の法的保護の可能性

本件「長島のハンセン病療養所群」（仮）の世界文化遺産を目指す上での法的保護の具体的な枠組みとしては、文化財保護法による国指定史跡を中心とするのが最適である。

2021年度、本法人RM委員会は本書57ページのとおり「長島愛生園保存活用ビジョン-2030年開園100年を目指して-」を策定し、現時点では明言できないが長島愛生園の「入所者が収容されてから亡くなり、この地に骨をうずめるまでに係わった収容棧橋等の構造物、治療・生活のための施設、管理施設とこれらの建設に伴い造成された地形、入所者によって作られた諸施設、宗教施設、インフラ、生産施設」に本質的価値が宿る可能性を指摘した。そして、これらを漏れなく国指定史跡に組み入れるための具体的な範囲として以下の3つを示した。

- ▶ 長島愛生園全域（旧伊良々を含む邑久光明園との境界まで。）
- ▶ 長島愛生園の西側一部（旧伊良々）を除く範囲
- ▶ 長島愛生園の西側一部（旧伊良々）と東側山稜部（相愛-東新良田以東）を除いた範囲
（本書別紙A3資料④参照）

e. 国立療養所長島愛生園「保存活用基本方針」（本書67ページのとおり）

f. 国立療養所長島愛生園「保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-」

2021年度、本法人RM委員会は上記「保存活用基本方針」に基づく「保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-」を本書57ページのとおり策定した。

g. 個別構成要素ごとの本法人独自「保存管理活用計画」（案）の策定（略）

h. 長島愛生園「収容棧橋」「監房跡」保存修復と整備活用に向けた基本計画及び基本設計の作成

2021年度には2020年度の調査及び協議を更に進め、該2物件に関する具体的な保存活用（案）整備に向けた予算額（概算）を含む基本計画・基本設計を、本書5-12.（43ページ）のとおり作成した。

2020年度及び2021年度に実施した以下4物件に係る調査・設計費用と、本書作成段階で今後想定される関連費用（概算）は以下のとおりである。

（金額単位：万円、税込）

	①文献調査 ②測量 ③協議	④基本設計	⑤実施設計	①～⑤ 合計	整備費概算 (中間値)
収容棧橋	R2年度60	R3年度170	R4年度630 (内調査180)	860	9,200 別途工事監理450
監房跡	R2年度60	R3年度170	時期未定380	610	13,600 別途工事監理360
少年少女舎	R2年度180	文献資料・入所者証言の追加調査が必要			
二つの棧橋	文献資料・入所者証言の追加調査が必要				

- ①文献調査： 史資料、設計図面、改修図面、仕様書、内訳書、予算書、古写真、入所者聞き書き、入所者証言映像など。
- ②測 量： 実測、三次元測量、写真測量など。単独では現状記録の保存として意義があるが、結果を①と比較することで、新築・竣工時からの変遷を把握することが可能となり、③以降をより効果的に実施することができる。
- ③協 議： ①及び②の結果を入所者と協議し、継承すべき価値の本質を探る。
- ④基本設計： 検討ベース図や所見を作成し、継承すべき価値を整理した上で概算工事費が算出できる程度の設計説明書、仕様書、基本設計図、数量調書を作成する。
- ⑤実施設計： 関係機関との協議の結果確定した設計と条件に基づき、保存修復と整備活用の工事発注図書（特記仕様書、実施設計図面、工種一覧表、数量調書、設計書）を作成する。

i. 「愛生」誌「場所の記憶」検索リストの作成（略）

j. その他の検索リストの作成

2021年度、長島愛生園歴史館及び本法人事務局は長島愛生園「保存活用ビジョン-2030年 開園100年を目指して-」（本書57ページ）策定にあたり、多くの文献資料の記載内容を以下のとおり検索リスト（MS-Excel）として取りまとめる作業を開始した。長島愛生園という施設の変遷をまとめることは国指定史跡の意見具申に向けた調査報告書（案）や、世界文化遺産推薦書（案）に不可欠な要素である。

➤ 長島愛生園歴史館収蔵写真データベース

歴史館学芸員が、保存されている写真の撮影年代や撮影場所、キーワードを愛生園入所者に対して実施した聞き取りを基に取りまとめている。

➤ 長島愛生園建物一覧表

本法人事務局が、長島愛生園「年報」（昭和6年～33年）に記載されている建物情報（新築年、面積、構造、増改築履歴等）を取りまとめている。

➤ 長島愛生園関係人口一覧表

本法人事務局が、昭和6年末から令和2年末までの関係人口（入所者：異動状況も含む、職員、未感染児童・生徒、新良田高校生徒）の推移を取りまとめている。

➤ 長島愛生園年表

本法人事務局が、文献資料に掲載されている年代順情報を取りまとめている。

1-3-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）

a. ユネスコにおける「世界の記憶」プログラムの「包括的な見直し」経緯

2021年4月、ユネスコにて2015年以来行われていた「包括的な見直し」がユネスコ執行委員会にて承認され、登録基準や登録申請様式、及び登録審査手続きを規定した一般指針（改訂版）が確定した。新規申請に対する締約国の異議申し立てが制度化された点が手続上最大の変更点であるが、登録基準等主要な箇所は2017年12月に既に承認されていた一般指針（改訂版）がそのまま承認された。ユネスコによる「世界の記憶」プログラム再開のアナウンスを受けて、文部科学省は2021年8月、10月15日を締め切りとする2022-2023登録サイクル（国際登録）国内申請の募集を発表した。2021年11月、文部科学省は、申請のあった11件から以下の2件（史料）を推薦することを発表した。

➤ 浄土宗大本山増上寺三大蔵（申請者：浄土宗、大本山増上寺）

➤ 智証大師円珍関係文書典籍-日本・中国のパスポート-（申請者：園城寺、東京国立博物館）

また、国際登録同様に登録サイクルが凍結されていた地域登録についても、文部科学省は2022登録サイクルへの国内申請募集を2022年2月に開始し4月に締め切ったが、申請件数は0件であった。

2021年から本書作成時点（2022年6月）は、2022-2023登録サイクル（国際登録）、2022地域登録のいずれも「包括的な見直し」後初めての国内申請募集から推薦のプロセスが動き始めた時期のため、今後の正式な登録までのユネスコにおける審査・決定スケジュールは現段階では不明である。また、今回の2022-2023登録サイクル（国際登録）国内申請募集から推薦までのスケジュールが今後の登録サイクルにおいても踏襲されるのかも不明である。

一方、今後予想されるスケジュールから逆算した場合、2022年度中には申請対象とする記録物の選定とナラティブを磨き上げ、関係者による合意を形成し、保存管理とアクセス管理に関する計画を策定する必要がある。

国際登録 プロセス	申請書作成 想定	国内申請締切 想定	国内推薦決定 想定	ユネスコによる 審査・決定
2024-2025	2022 (R4) 年度中	2023 (R5) .10	2023 (R5) .11	2024 (R6) -2025 (R7)
2026-2027	2024 (R6) 年度中	2025 (R7) .10	2025 (R7) .11	2026 (R8) -2027 (R9)

b. 登録対象物件の選定（略）

c. ユネスコ「世界の記憶」プログラムの目的に沿った記録物管理・保存活用の実践

ユネスコ「世界の記録」プログラムは、以下の3つを目的として実施されるユネスコ事業の一つである。

- 世界的に重要な記録物の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること。
- 重要な記録物になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること。
- 記録物の存在及び重要性への認識を高めること。

2021年度、岡山県瀬戸内市が2019年度に実施したクラウド・ファンディング型ふるさと納税「後世に伝えたい、ハンセン病の歴史」に寄せられた寄附金を原資として長島愛生園及び邑久光明園それぞれの入所者自治会の意向に基づき、上記ユネスコ「世界の記録」プログラムの目的に沿う以下の事業を実施した。事業完了後、寄附者に対して事業実施報告書を郵送した。（詳細は本書10ページ参照）

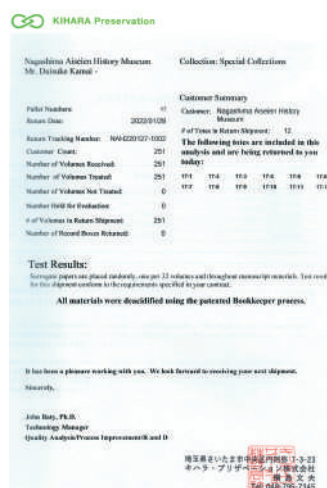
- （1）国立療養所長島愛生園所蔵史資料脱酸性化処理及びその他の保存処理事業
- （2）国立療養所邑久光明園入所者証言映像24本への英語字幕挿入事業



脱酸性化処理済資料と簡易補修の例



処理済を示す中性紙短冊



品質保証書

2. ロードマップの基本コンセプト及びロードマップ

2-1. 説明

2-1-1. ユネスコ世界文化遺産 2021年度変更あり

文化的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日及び次世代のすべての人類に共通に重要である「顕著な普遍的価値」を有する記念建造物や遺跡。土地や建物という不動産の資産が対象である。1972年の第17回ユネスコ総会にて採択された世界遺産条約にもとづく制度で、遺産保有国を中心に国際的な協力と援助の下で登録資産の保護・保全が行われている。日本では1992年に世界遺産条約が発効し、20件が文化遺産として登録されている。（2022年5月末現在）

2-1-2. ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産） 2021年度変更あり

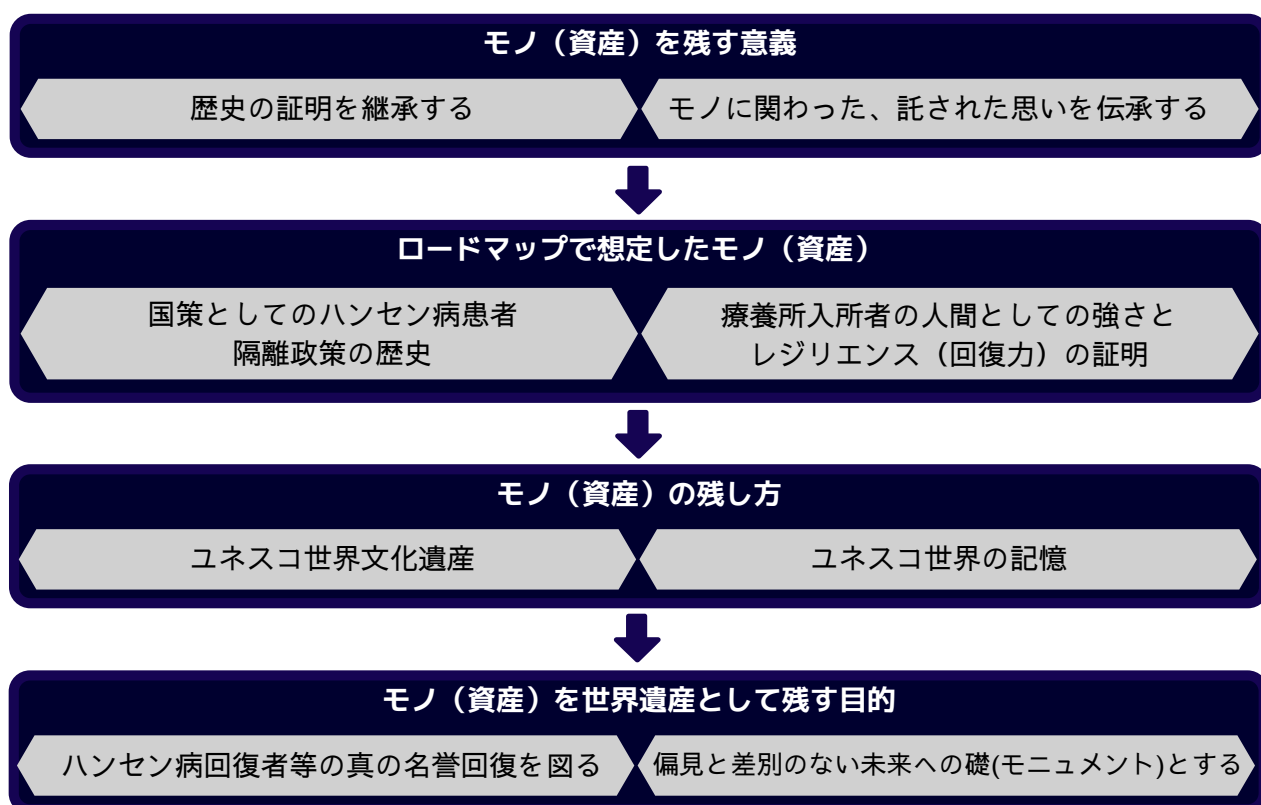
世界的重要性を有する歴史的記録物。文書や音声、画像という動産の資産が対象である。1992年に創設されたユネスコ主催事業で、資産の保全とその重要性について世界的な認識を高めることや資産への普遍的なアクセス確保の支援を目的とする。国際、地域、国内それぞれの登録カテゴリーがあり、日本では国際登録に7件、地域登録に1件がそれぞれ登録されている。（2022年5月末日現在）なお、日本は国内カテゴリーを持たない。

※2017年10月に国際登録された「朝鮮通信使に関する記録」には岡山県瀬戸内市牛窓町の本蓮寺が所有する「朝鮮通信使詩書」9点が含まれている。

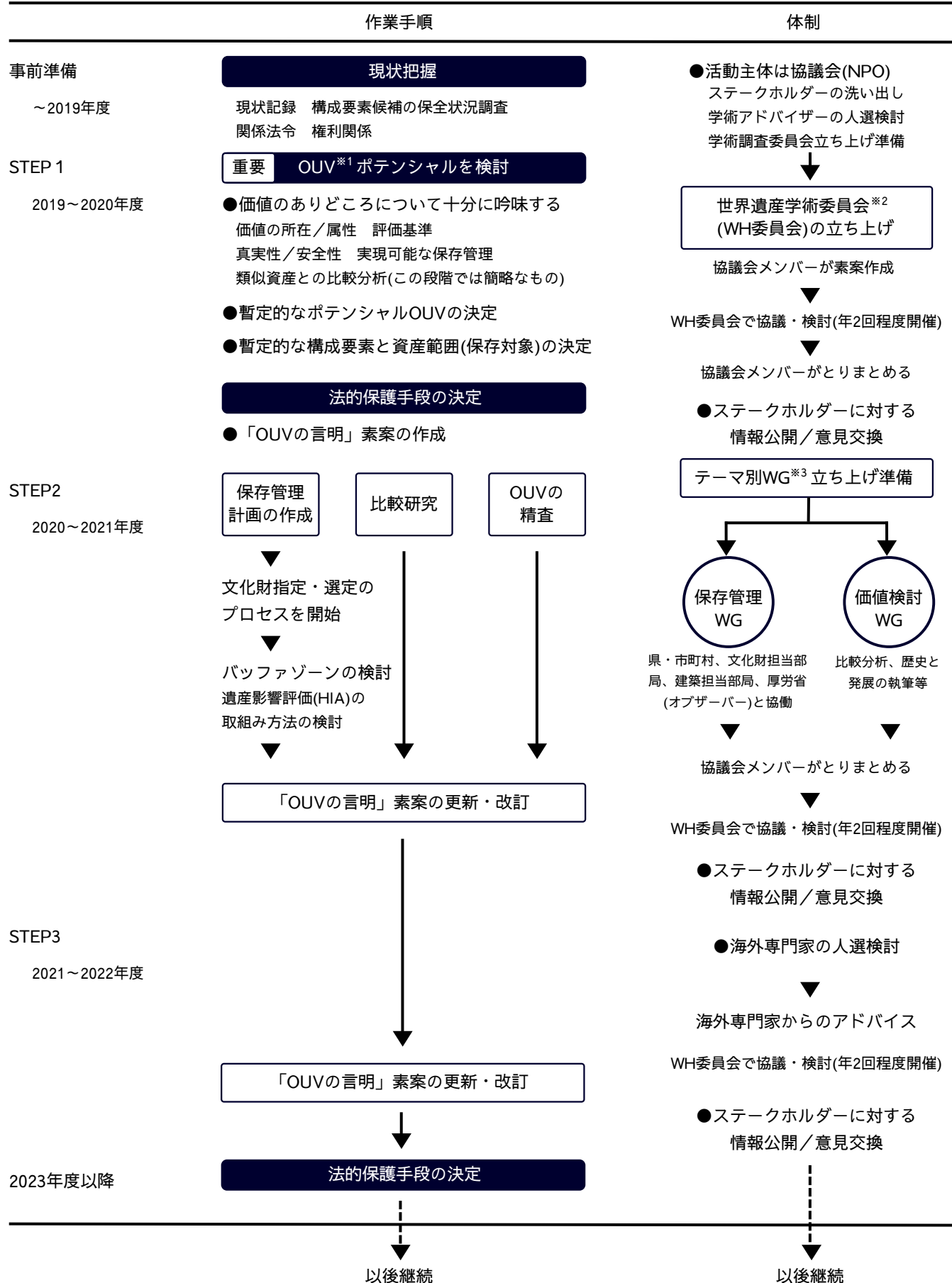
2-2. ロードマップを作成する上で想定した資産

- a. 世界文化遺産： 岡山県瀬戸内市邑久町虫明長島内に設置されている国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園内に存在する建造物群等を対象とした。
- b. 世界の記憶： 国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、岡山県内の公的機関、及び国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園それぞれの入所者自治会、資料館並びに岡山県内の民間団体にて保管されている資料等歴史的記録物を対象とした。

2-3. 基本コンセプト



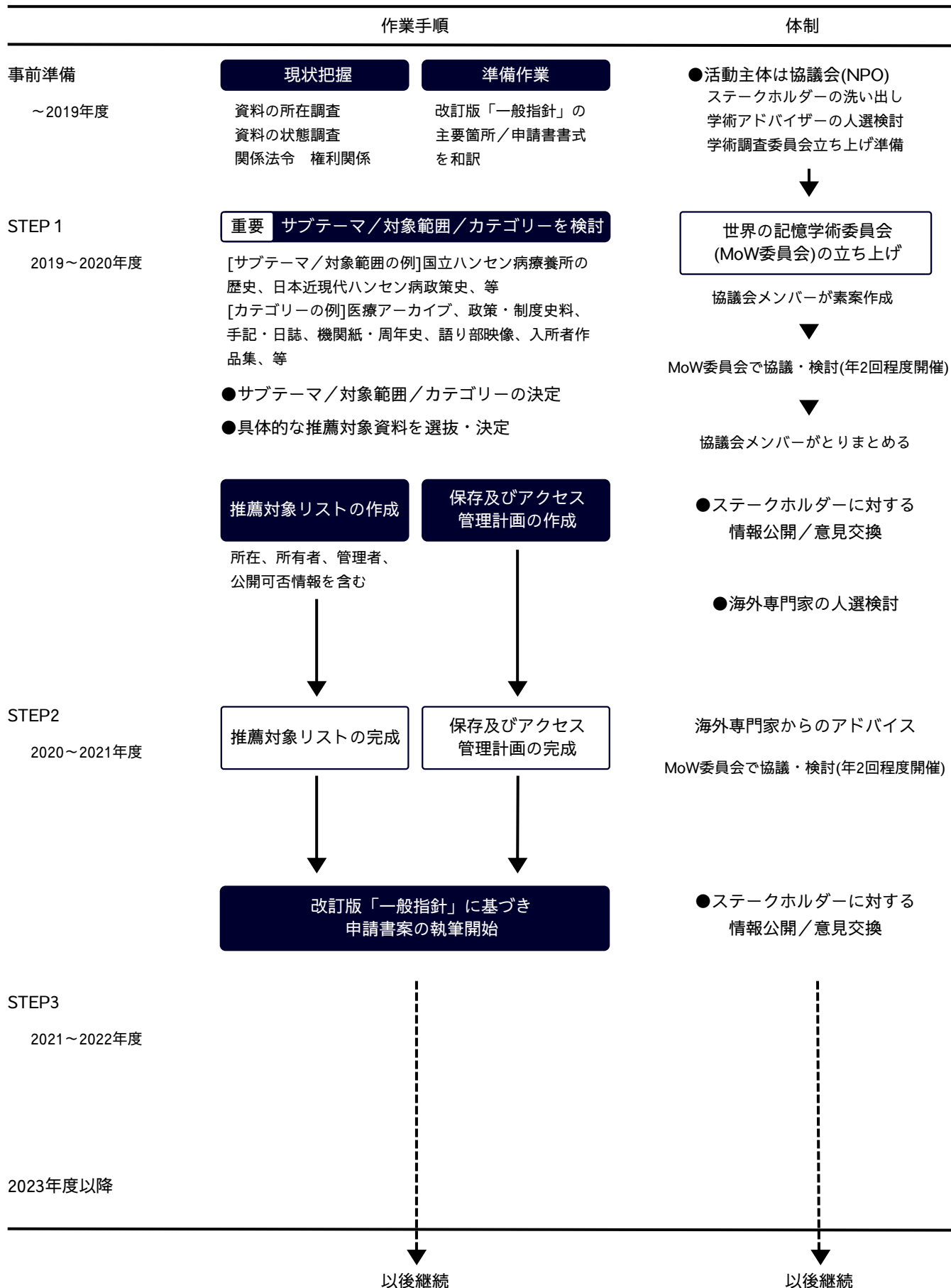
ユネスコ世界文化遺産UNESCO World Cultural Heritage ロードマップ



※1 OUV=Outstanding Universal Valueの略。世界遺産に登録されるための必要条件。国の違いを超えて、現代・将来の人類にとって重要な文化遺産・自然遺産のこと。

※2 学術委員会=世界文化遺産等の専門家を委員とし、協議会が作成した素案への諮問に答える機関を想定する。

※3 WG=Working Groupの略。



3. 解説：世界遺産（World Heritage）推薦に向けて

3-1. 世界遺産を取り巻く国内の現状と今後の見通し

3-1-1. 世界遺産登録までの流れ（略）2021年度変更あり

3-1-2. 日本における暫定一覧表記載文化遺産の現状 2021年度変更あり

2021年7月16日から31日にかけて中国・福州市でオンラインを併設して開催された第44回（拡張）世界遺産委員会にて、日本が推薦していた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」（文化遺産）が世界遺産一覧表に記載された。2022年5月末現在、我が国の世界遺産暫定一覧表（以下、暫定一覧表）記載の遺産5件であり、いずれも文化遺産である。

2021年7月、ユネスコは延期していた第44回（拡張）世界遺産委員会を福州市でオンラインを併設して開催し、2020年分と2021年分の新規推薦案件を審査した。

歴史の一部にハンセン病療養所（コロニー）を有する「スピナロンガの要塞」（ギリシャ）が審査される見込みだったが、ギリシャ政府により推薦が取り下げられていた。事前に提出された評価書（本書5-11.37ページ）によると、イコモスは「スピナロンガの要塞」を世界遺産リストに登録しないこと（不記載）を勧告していた。

3-1-3. 世界遺産推薦を準備する上での課題

a. 世界遺産新規推薦案件の審査件数の抑制傾向と我が国の傾向 2021年度変更あり

世界遺産一覧表に記載されている資産の数は2022年5月現在で1,154件（文化遺産897件、自然遺産218件、複合遺産39件）を数える。世界遺産委員会では世界遺産一覧表の記載総数に制限はないとする一方で、各国からの推薦については2019年1月に提出分（2020年審査分）から1件のみとなった。

これまで我が国からは20件の文化遺産、5件の自然遺産が世界遺産一覧表に記載されている。（2022年5月末現在）

3-1-4. 暫定一覧表追加記載の見通し（略）2021年度変更あり

3-2. ポテンシャルな「顕著な普遍的価値（OUV）」の証明に向けた学術調査の方向性

3-2-1. ポテンシャルなOUV設定のための検討

a. OUVとは

世界遺産一覧表へ記載されるためには、その自然遺産および文化遺産が「顕著な普遍的価値」（Outstanding Universal Value, OUV）を有していることが条件である。

「顕著な普遍的価値」とは、（その遺産の）「文化的および／または自然的意義が国境を超えるほど顕著であり、今日および次世代のすべての人類にとって共通に重要であることをいう。したがって、その遺産の恒久的保護は国際社会全体にとって最高の重要性をもつ。（世界遺産）委員会は、世界遺産一覧表記載のための評価基準を定義している」（「世界遺産条約履行のための作業指針」以下、作業指針）

なお、OUVがあると認められるには、評価基準を満たしていることに加えて、完全性と真実性が十分にあり、保存管理体制が整っていることが必要である。（リソースマニュアル『世界遺産推薦準備のてびき』以下、リソースマニュアル）

b. OUVのポテンシャルの検討（略）

c. ポテンシャルなOUVの言明とは

「顕著な普遍的価値の言明」案とは、該資産が体現する顕著な普遍的価値だと考えられるものを1、2ページで簡明に述べるものである。作業指針の第155段落によると、「言明」は以下によって構成される。

- a) 総合的所見 Brief synthesis
- b) 評価基準の証明 Justification for Criteria
- c) 完全性の言明 Statement of Integrity
- d) 真実性の言明 Statement of Authenticity
- e) 保存管理の要件 Requirements for protection and management

d. 推薦書原案とは（略）

e. トランス・バウンダリーによるシリアル資産としての推薦の可能性（略）

3-2-2. 適用可能な評価基準の検討

世界遺産条約の作業指針には、10個の評価基準が設けられており、そのうち(i)～(vi)は文化遺産に関するもので、これらはUNESCO世界遺産委員会の諮問機関であるICOMOS[1]によって、その適用が妥当であるかどうか検討される。

各評価基準の内、本件に適用される可能性のある基準の定義は以下のとおりである。

(i)（適用可能性が低いため、略）

(ii)（適用可能性が低いため、略）

(iii) 現存しているか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

・評価基準(iii)の可能性

この基準のカギとなるのは「プロセス」である。「現存しているか消滅しているにかかわらず」、「ある文化的伝統や文明」といった無形の価値が、ある地理的文化圏において作られた「プロセス」が物証としての遺産に現れているかを評価するものである。その「文化的伝統」は現在も存在しているものだけでなく、今では衰退あるいは消滅しているがその存在を証明する痕跡があるなど、様々である。「文明」とは、「ある相当の期間存続」し、「系統だった特徴」と「統一された質」を保持しているもので相当な数の人々が関与しているものである。

長島は「国策による強制隔離の徹底（1931年）」から「らい予防法の廃止（1996年）」、「国賠訴訟における原告勝訴の判決（2001年）」にわたる、ハンセン病に対する国の政策、社会の風潮等、入所者のみならず回復してもなお、彼らを取り巻く偏見や差別、彼らの苦悩と苦痛の歴史によって形作られた「文化的伝統」が島という立地や空間構成に反映された場所であるため、この基準は適用可能である。

(iv)（適用可能性が低いため、略）

(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。

[1] International Council of Monuments and Sites：国際記念物会議。遺跡や建造物の保存を目的として1965年に設立された国際NGO機関。世界遺産委員会の諮問機関として、世界遺産に推薦された文化遺産の専門的調査や評価をおこなう。

・評価基準(v)の可能性

この基準のカギとなるのは「土地利用」であり、「独自の伝統的集落や、人類と環境の交流」を評価するもので、「その存続が危ぶまれている」集落や景観が該当する。また「陸上・海上の土地利用形態」を代表するものとして、農業景観や文化的景観が特徴である遺産もこの基準に該当する。

長島のハンセン病療養所群（仮）は、「絶対隔離」「終生隔離」を前提として、社会から切り離された孤島に作られた施設で、当初は療養所主導で作上げられた入所者の「自活の場」であり、患者達が症状を悪化させながらも自らの手で土地を開墾し、生活の基盤を築かざるをえなかった歴史と文化がその土地利用の中に見て取れる。よって、この基準は適用可能である。

(vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

・評価基準(vi)の可能性

日本では一般的に「人類史上、重要な出来事を伝える遺産のうち、今後こうしたことがあってはならないという、戒めの教訓としての意味を持つ遺産」（稲葉信子氏の投稿：出典：世界遺産年報2011、（社）日本ユネスコ協会連盟）を「負の遺産」という見方がある。この「負の遺産」という言葉は世界遺産条約の中にはその言葉自体も定義も存在しないが、事実、「人間の生命と尊厳、財産の大きな犠牲を背負った遺産」は存在する。この基準は、このような「あってはならない出来事の記憶を受け継ぐ遺産」を通して、世界中の人々にその背景にある重要な出来事を語り継ぐべく、出来事と関連する場所を世界遺産として登録するために世界遺産委員会が設けた基準である。

長島はハンセン病入所者及び回復者が経験してきた、顕著で普遍的な意義を有する出来事があった場であり、彼らの生きた証、「困難から回復する力（レジリエンス）」を象徴する物証（「恵の鐘」、農園跡、邑久長島大橋など）が存在する。「国策としての強制隔離」から始まった悲しい出来事、記憶であるが、困難を耐え抜き、克服する力にも焦点を当て二度と同じ過ちを繰り返さないための学びの場と捉えることでこの基準は適用可能である。

3-2-3. 顕著な普遍的価値の証明に必要な比較研究の方向性（略）

3-2-4. 資産候補の真実性と完全性について

a. 真実性とは

真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味する。推薦資産のOUVを構成する要素の一つであり、推薦書ではこれも証明しなくてはならない。

文化遺産の種類およびその文化的文脈によって異なるが、「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「伝統・技術・管理体制」「位置・セッティング」「言語・無形遺産的側面」「精神性・感性」「その他の内的・外的要因」という8つの「属性」を通して文化的価値が正真正銘表現されている場合に、その資産は真実性の条件を満たしていると理解される。（作業指針、第82段落）

b. 完全性とは

完全性とは真実性と同様にOUVを構成する要素の一つであり、遺産の価値を構成する必要な資産がすべて含まれているか（Wholeness: 全部そろっていること、一体となっていること）、価値を伝えるのに必要な要素がどれも失われたり、損傷を受けていたり、減衰することなく現在も残っているか（intactness）、そして資産が開発や、劣化、管理放棄といった脅威にさらされていないか（Absence of threats）といった3つの観点から評価される。

ポテンシャルなOUVを伝達するために必要な要素が外れていても、あるいは十分に伝達しない「余計な」要素が入っていても、その推薦資産の完全性は十分とはいえないのである。ポテンシャルなOUVを証明する要素が洩れなく含まれている必要がある。

c. 本件における真実性と完全性 2020年度追記（略）

3-2-5. 資産の法的保護の可能性

ポテンシャルなOUVを有する資産において、確実にその保護を担保するために、作業指針の中で「適切な保護措置」と「保存管理体制」の構築が求められている。

a. 長島とその周辺における法的保護の現状（略）

b. 長島とその周辺における検討可能な文化財保護法による保護措置

我が国から文化遺産として推薦する場合、資産は文化財保護法による何らかの指定を受けて保護が図られていることが一般的となっている。よって本件の場合も、国内の他の世界遺産や暫定一覧表記載の遺産と同様に文化財保護法による指定を検討する必要がある。現段階では長島を文化財保護法が定める「史跡」指定により主に保護する方向性が最も合理的である。

c. 長島の周辺環境におけるバッファゾーン設定の方向性

バッファゾーンとは、資産の持続可能な保護、保全、そして管理を行うために必要な範囲を設定し、資産範囲の外側（資産近傍も含めて）における活動に対して制限を設けるものである。基本的には資産から眺望可能な範囲や、資産に対する展望点から眺望可能な範囲を設定し、関係法令の下に万全な保全措置を講ずるものである。

3-2-6. 上記の事項以外に活動主体が取り組むべき事項（略）

3-2-7. 世界遺産登録推進準備体制の構築の案（略）

3-3. ポテンシャルなOUVの言明（案） 2020年度更新

3-3-1. 2020年度版（2021年度中は更新せず。）

本法人ロードマップ委員会にて療養所機能を有する現在を基準として、（案）を作成した。

資産名称 長島のハンセン病療養所群

a. 総合的所見

（定義、資産の概要、時代、所在地）

長島のハンセン病療養所群は、日本が20世紀にハンセン病患者の隔離収容と治療を目的として設立した長島内の国立療養所長島愛生園と邑久光明園の遺跡及び建造物群、並びに本州と長島をつなぐ邑久長島大橋で構成される。

長島は日本の西部、瀬戸内海に位置する。瀬戸内海は日本最大の内海で約700の島々を有する。長島は東西に細長い形状をした周囲16キロメートルの島であり、幅30メートルに満たない海峡を挟んだ本州とごく近い場所に浮かぶ。現在そこには邑久長島大橋が架かる。

長島愛生園は1930年に日本初の国立ハンセン病療養所として長島東部に開設された。邑久光明園は大阪に設置されていた前身の公立ハンセン病療養所が台風被害により壊滅し、1938年に長島西部を再興の地として開設された。

現在、長島の二つの療養所には、既にハンセン病は完治したものの、日本の隔離政策が長期にわたったため療養所を離れることが不可能となった入所者約200人が暮らしており、その多くが医療・介護のサービスを受けている。

（国際比較+評価基準 vi）

1873年にらい菌が発見され、ハンセン病が感染症であると判明すると世界各国はハンセン病療養所を開設し、患者の隔離収容を行った。日本はそれらの一部を例としながらも収容の際の有形力の行使や、患者やその家族への偏見を助長する形態による収容の実施、例外なき絶対的かつ退所を認めない終生の隔離による患者個人の尊厳の軽視を特徴とする隔離政策を法と施設を整備して展開した。

1940年代後半に治療薬プロミンが国際的に普及すると、世界各国は隔離の段階的な廃止や在宅治療、一般病院での治療の道を探り、療養所は廃止又は他施設に転用された。しかしながら日本は1996年まで国際的な非難を受け続けつつも独自の隔離政策を継続したため、療養所が存続した。2001年、裁判所は隔離政策を継続した立法と行政の不作为を憲法違反と判断した。

一方、療養所入所者は自身らによる自治を強化し、日本政府に処遇改善や施設整備の予算要求を行う権能を得るに至った。長島の二つの療養所入所者は隔離の必要が無い証として本州との架橋を求め続け、1988年に呂久長島大橋としてこれを実現させた。

隔離政策により社会や親族との関係を断たれ、多くの苦難を強いられた療養所入所者が示したレジリエンスは極めて遅しく、現存する世界各地のハンセン病療養所には認められない顕著で普遍的な価値を持つ。

（国内代表性）

長島の二つの療養所は、1943年のピーク時には20世紀における世界のハンセン病療養所史上第三の規模の入所者を隔離していた。長島愛生園単独では世界第四の規模で、同園は日本初の国立ハンセン病療養所であるのみならず規模においても国内最大であった。同時に長島愛生園には全国の国立療養所から様々な情報が集まり、各園に対して同園から指示がなされていたことから長島愛生園は日本のハンセン病隔離政策を名実ともに代表していた。

（評価基準 iii）

日本政府は長島の二つの療養所開設にあたりそれまで島内に居住していた地域住民の土地を収用し、長島のほぼ全域を国有地化した。1938年に現在の呂久光明園が開設されて以来、長島には療養所入所者及び職員以外の者が居を構えたことはなく、病者として収容された入所者自身による自治を基礎とする独自の文化的伝統が生成・発展した。

（評価基準 v）

本資産は、平地の少ない島を入所者自らが療養所の指示の下に最大限利用しながら独自の居住形態を創り上げたことを示す。患者収容に関する施設から教育施設、納骨堂まで人生の全てを療養所で過ごすことを強いた日本のハンセン病隔離政策の特徴を示す本資産の構成要素は、かつての有菌地帯と無菌地帯の別に整然と配置されている。

（結語）

本資産は、個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策と社会や親族との物理的・精神的な紐帯を断たれた療養所入所者が島という完全に閉じられた環境下で多くの苦難を甘受することなく自身らの自治に基づく文化とコミュニティを形成し、人間性の回復を求め続けたレジリエンスを示す物証であり、病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重というすべての人類にとって共通の重要性を持つ遺産である。（1667字）

b. 評価基準適合性の証明（略）

c. 完全性の言明（略）

d. 真実性の証明（略）

d. 保護と管理に必要な措置

資産全体は現在、国有財産法により管理されているが文化財保護法に基づく国指定史跡及び他の法令により世界文化遺産として適切に保護できるよう準備を進める。

緩衝地帯は、本資産の顕著な普遍的価値を阻害する開発行為等が生じないようにする視点のみならず、本資産に関わった人々が資産に対して持つ場所の記憶としての眺望景観を保存するという視点を加味し、長島周辺1キロメートルを仮の範囲として設定する。具体的には本資産周辺の長島陸地は自然公園法の特別地域又は関係地方公共団体（岡山県及び瀬戸内市）の特別条例により、長島周辺の海域については文化財保護法の重要文化的景観又は関係地方公共団体（岡山県及び瀬戸内市）の特別条例及び港湾や海洋の管理に関する法令により、本州陸地については自然公園法の特別地域、文化財保護法の重要文化的景観、関係地方公共団体（岡山県及び瀬戸内市）の特別条例によりそれぞれ保護できるよう準備を進める。

「長島のハンセン病療養所群」保護措置（案）

資産	緩衝地帯（ロードマップ上、長島周辺1キロメートルを範囲として仮設定）		
長島のハンセン病療養所群	長島 （国指定史跡の周辺）	海域	本州陸地
重点地区（瀬戸内市景観条例・景観法）			
国指定史跡 （文化財保護法） （及び文化財保護法以外の法令による保護）	第2種・第3種特別地域（自然公園法） 又は 特別条例（県・市）	<現状>普通地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観（文化財保護法） 又は 特別条例（県・市） 及び 港湾海洋関連（法・条例）	第2種・第3種特別地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観（文化財保護法） 又は 特別条例（県・市）

※重点地区指定（瀬戸内市景観条例・景観法）が重要文化的景観選定（文化財保護法）の前提となる。

※重点地区指定（瀬戸内市景観条例・景観法）は国指定史跡（文化財保護法）及び国立公園（自然公園法）とは別の制度である。重要地区内が国指定史跡又は国立公園に指定・編入された場合には、文化財保護法又は自然公園法の諸規定が適用される。

3-4. 保存管理活用計画 2020年度更新（略）

3-5. 歴史的建造物（4物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 2021年度更新

2020年度、「長島のハンセン病療養所群」を構成する要素として高い価値が想定される一方で倒壊・崩壊の危機に直面している以下4物件の現状を把握し、文化財としての保存と活用に向けた整備（案）の提案を目指した基礎的調査を実施した。

- ①国立療養所長島愛生園「収容棧橋」（1939年築）
- ②国立療養所長島愛生園「監房跡」（1930年築）
- ③国立療養所邑久光明園「二つの棧橋」（1938年築）
- ④国立療養所邑久光明園「旧少年少女舎」（1939年築）

①②については調査に必要な文献資料が十分に保存されていることを確認し、現状把握のための測量を実施した上で複数の保存活用（案）を提案し、本法人RM委員会と長島愛生園WGの合同会議にて協議した。

2021年度、①②については調査及び協議を更に進め、具体的な保存活用（案）に基づく整備予算額を算出し、本書43ページのとおり基本計画・基本設計を作成した。

4. 解説：世界の記憶（Memory of the World）申請に向けて

4-1. ユネスコ「世界の記憶」プログラムの目的 2021年度追記

ユネスコ「世界の記憶」プログラムは、以下の3つを目的として実施されるユネスコ事業の一つである。

- 世界的に重要な記録物の保存を最もふさわしい技術を用いて促進すること。
- 重要な記録物になるべく多くの人がアクセスできるようにすること。
- 記録物の存在及び重要性への認識を高めること。

4-2. ユネスコによる「包括的な見直し」を経た国際登録の現状 2021年度変更あり

2021年8月10日、ユネスコ「世界の記憶」の日本の所轄庁である文部科学省はホームページで、2022-2023登録サイクル『国際登録に推薦する国内の候補案件について「世界の記憶」（国際登録）国内申請要項に基づき申請募集を開始』することを発表した。

2021年11月10日、文部科学省は同日開催した関係省庁連絡会議にて、以下の2件を2022-2023登録サイクル（国際登録）に推薦することを発表した。今回の国内申請数は11件だった。

- ・浄土宗大本山増上寺三大蔵（申請者：浄土宗、大本山増上寺）
- ・智証大師円珍関係文書典籍-日本・中国のパスポート-」（申請者：園城寺、東京国立博物館）

4-3. ユネスコによる「包括的な見直し」を経た地域登録の現状（略）

4-4. 国際登録と地域登録の主な違い（略）

4-5. 具体的な申請手続き（略）

4-6. 「世界の記憶」選考基準に照らした方向性 2021年度変更あり

「包括的な見直し」を経て承認された一般指針には、選考基準や申請プロセス、新設された加盟国による異議申し立て制度が記載されている。

一般指針にて示されている選考基準は、「包括的な見直し」前後でその位置付けや記載場所が変更された点も確認できるが概ね従来どおりであり、日本ユネスコ国内委員会提供の2017年6月21日付「ユネスコ「世界の記憶」国内公募における選考基準」に基づいた基準の理解は、改定後の一般指針のそれらの内容を理解する上で参考になると思われる。

4-7. 改訂版一般指針（2017年12月承認）申請様式（仮訳） 2021年度変更あり

2020年4月にユネスコによるプログラムの「包括的な見直し」が完了し、一般指針は2017年12月に承認されたものの大部分がそのまま最終的に改訂版として承認された。今後は2021年の022-2023登録サイクル（国際登録）の国内申請募集にあたり文部科学省が公表した一般指針等（仮訳を含む。）により申請書を記述する。

4-8. 「世界の記憶」登録推進準備体制の構築の案（以降、略）

5. 参考資料

- 5-1. 委員会細則（細則第8号）（略）
- 5-2. 登録に向けたロードマップ委員会ワーキング・グループ設置要綱（略）
- 5-3. 長島、国立療養所長島愛生園及び邑久光明園内の文化財保存管理活用計画 策定要項（略）
- 5-4. 国立療養所長島愛生園保存管理活用計画（案）（登録有形文化財5件）（略）
- 5-5. 歴史的建造物（4物件）の保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 初年度報告（略）
- 5-6. 長島愛生園が所有する「長島は語る」掲載一次資料（行政文書）を登録申請資産と仮定した、ユネスコ「世界の記憶」一般指針（2017年12月承認）付属書3「申請様式」の記載（略）
- 5-7. ユネスコ世界文化遺産推薦フォーマット（リソースマニュアル 仮訳）（略）
- 5-8. 「世界遺産評価基準6を用いた連想価値についてのガイダンス及び能力向上」最終報告（仮訳）
- 5-9. 世界の記憶 改訂版一般指針（2017年12月承認）申請様式（付属書3）（仮訳）（略）
- 5-10. 世界の記憶 改訂版一般指針（2017年12月承認）付属書（仮訳）（略）
- 5-11. 「スピナロンガの要塞」（ギリシャ）に関するイコモス評価（本書37ページ）
- 5-12. 長島愛生園「収容棧橋」「監房跡」保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 2年目報告（基本計画・基本設計）（本書43ページ）

6. 別紙参考資料（略）

5-11. 「スピナロンガの要塞」（ギリシャ）に関するイコモス評価 2021年度追記

経緯

- ユネスコ世界遺産委員会にて審査が予定されている文化遺産及び複合遺産案件について、諮問機関であるイコモス（ICOMOS）が個別案件の評価（登録すべきか否か）をまとめたものが評価書で、世界遺産委員会開催に先立ちユネスコのホームページに掲載される。
- 今回、ギリシャが推薦した「スピナロンガの要塞」は20世紀初頭から中葉までハンセン病患者を隔離した施設としての歴史を有しており、イコモスがハンセン病療養所について本格的な評価をした初の案件と云える。「スピナロンガの要塞」に関するイコモスの評価書を和訳（仮訳）することで、ギリシャが主張する評価基準適合性や比較研究の方向性に対してイコモスがどのように評価したかを把握することができる。
- 評価書にてイコモスは、「スピナロンガの要塞」を世界遺産リストへ記載しないことを勧告していた。
- 世界遺産委員会にて不記載が決議された場合、同一案件を再び推薦することは出来ないため、ギリシャの動向が注目された。
- 世界遺産委員会（第44回拡張）は2021年7月16日から31日まで中国・福州市で開催されたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて締約国の委員はオンラインを含めて参加した。委員会の様子はYouTubeにてライブ放送された。
- 2021年8月、ユネスコのホームページに世界遺産委員会（第44回拡張）議決内容が掲載され、ギリシャは「スピナロンガの要塞」の推薦を取り下げていたことが判明した。
- 2021年8月11日、文化審議会世界文化遺産部会が開催され、世界遺産委員会（第44回拡張）の報告がなされた。文化庁ホームページに掲載された配布資料にてイコモスの評価が不記載だった案件はギリシャの「スピナロンガの要塞」を含め合計6件で、それら締約国すべてがギリシャ同様に推薦を取り下げていたことが判明した。

凡例

- これは、本法人事務局が「長島のハンセン病療養所群」（仮称）との比較研究の一環として以下を和訳（仮訳）し、ハンセン病（歴史・コロニー・療養所）に関する箇所を抜粋したものである。
2021 Evaluations of Nominations of Cultural and Mixed Properties ICOMOS report for the World Heritage Committee
44th extended session, Fuzhou (China) / Online meeting, 16 – 31 July 2021
WHC-21/44.COM/INF.8B1
- 評価書本文には記載されていないが、理解を深めるためイコモスによる評価が明記されている箇所には冒頭に＜イコモス評価＞と記載した。また、同じ目的で評価書本文には記載されていない文言を記載した箇所は、（ ）で示した。
- 評価書本文でcolonyと記載されている訳は「コロニー」に、leprosariaと記載されている訳は「療養所」とした。（ギリシャ及びイコモスがどのように使い分けたかは不明である。）

1 資産の説明

(1) 説明と歴史

20世紀初頭からは、スピナロンガ島の歴史はハンセン病治療の歴史と関連した。オスマン帝国の支配からクレタ島が解放された直後、島にハンセン病患者のコロニーが設立され1957年まで存続した。この特殊な時代とその継承は、スピナロンガ島に隔離（孤立）と回復力（レジリエンス）に関する象徴性を与えている。

以下で推薦された本資産の主な特徴を簡単に説明する。

- ・ヴェネツィアの城塞（略）
- ・オスマン帝国時代の居住区（略）
- ・ハンセン病コロニーの建物群

1904年から1957年にかけてのハンセン病コロニーの設立は、スピナロンガ島に大きな変化をもたらした。機能と人口の急激な変化により、多くの建物が廃墟となり、他の建物は新たな用途に転換された。一方で、付属構造物が追加された。ハンセン病患者は壁の一部を壊し、海への眺望を得た。寮を含む6つの建物は1937年から1939年にかけてギリシャの建築家オレスティス・マルトスの設計により、モダニズム建築の原則に則って建設された。これは1939年の周回道路の建設によって完了し、要塞の壁の一部の開放をもたらした。

1957年のハンセン病コロニーの閉鎖に伴い、この遺跡の開発は終了した。この病気にまつわる強い偏見は、その後数十年間、スピナロンガ島を人が住まない島にした。1976年、スピナロンガ島全体が考古学的遺跡に指定され、クレタ島の休暇観光が盛んになるとともに遺跡ツアーの目的地としての発展が始まった。遺跡に指定されて以来、保存・修復を中心とした措置がとられてきたが、第1期措置（1979～1981年）ではハンセン病（レプロシー）に関する否定的な意味合いから遺跡の歴史を「浄化」するために、1930年代に建てられた4つの建物が取り壊された。

戦間期に建てられた2つの同じ寮が現在も保存されている。この時代のもう一つの重要な施設は、病院建物である。これは既存のモスクを拡張し用途変更したものである。

今日では、ハンセン病コロニー時代は、この遺跡の歴史と切り離せないものとして紹介されており、この時代の遺跡はそれ以前の時代の建物と共に保存プログラムに含まれている。

(2) 境界（略）

(3) 保全の状況

スピナロンガ島は1976年に遺跡として指定された。それ以来、ギリシャ文化スポーツ省は優秀な科学に精通した者を雇用して遺跡の維持管理、修復及び補強作業を行っている。

当初からヴェネツィアの要塞は保存・修復作業の主な対象となっていたが、ハンセン病コロニーの運営中に限定的ではあったものの取り壊された部分があった。しかし、1990年代以降はオスマン帝国時代の居住区の建物が、最近ではハンセン病コロニー時代の建物も保存計画やプログラムに含まれるようになった。

ハンセン病コロニー時代の4つの建物は、1979年から1981年にかけてこの場所にまつわる社会的偏見を払拭する試みの一環として解体された。現在ではこの時代の建物は、スピナロンガ島のアイデンティティと切り離せないものとして保存管理計画に含まれている。

<イコモス評価>

イコモスは、全体的な保存状態は十分であると考えているが、1970年代後半に行われた建物の撤去や、過去数十年の間に行われた過剰な修復・再建などにより、ハンセン病コロニー時代に遡るオリジナルの建造物が失われていることを指摘する。

(4) 資産に影響を与える要素（略）

2 提案された記載証明

(1) 提案された証明

締約国（ギリシャ）は、推薦資産は文化遺産としての顕著な普遍的価値を有すると考えている。その理由は以下のとおりである。

・スピナロンガ島は、地中海で最も重要なヴェネツィアの海岸要塞の一つで、16世紀におけるクレタ島の強化に向けた大規模な防衛計画の一部を形成している。さらに、この遺跡は顕著な記念碑的かつ多文化的なパリンプセストを示している。

・スピナロンガ島は、ハンセン病にまつわる偏見の象徴として隔離、監禁、人間の苦しみの道標である。ハンセン病患者の生き残りをかけた戦いは、この島に象徴性と無形の関連性を与えた。その戦いはギリシャ国内外の文学、音楽、演劇、映画に影響を与えている。

(2) 比較分析

この比較分析は、当該推薦資産の提案された記載証明の2つの主要な要素に基づいて行われている。その要素の1つ目が記念碑的なパリンプセストとしての記念碑のタイポロジーと建築上の重要性であり、2つ目がとりわけハンセン病に関する社会的偏見の場所的象徴としての隔離、収容、苦悩の遺構モニュメントとしての象徴的側面である。

比較分析は2つの主要なカテゴリーに分けられている。1つ目が要塞化された島又は海岸要塞であり、2つ目がハンセン病療養所（leprosaria）である。比較分析は世界遺産リストに記載されている遺産、各国の暫定リストに登録されている遺産及び同等の価値と属性を兼ね備えた類似遺産対象とした。

ハンセン病療養所との比較に関して、推薦書にて示されている世界遺産リストからの対象資産はロベン島（1999年登録、南アフリカ、評価基準(iii)、(vi)）である。異なる価値で推薦されてはいるが特にハンセン病患者の収容場所として、また苦難と歴史的記憶の場所としてスピナロンガ島と共通の特徴を有する。

締約国（ギリシャ）が強調する主な相違は、ロベン島には16世紀以前の建造物が存在しないこと、及び多次元的かつ多様な特徴を有していないこと、更に記念碑的パリンプセストを示していない点にある。

比較分析の対象となった他の資産の中には、他の締約国の暫定リストに記載されているものもあり、ハンセン病治療に関わる苦難と歴史的記憶の場所という共通の価値を有している。しかし、この比較はどの資産も記念碑パリンプセストではなく、スピナロンガ島のように多次元的かつ多文化的な特徴を示していない点を強調している。

〈イコモス評価〉

イコモスは、ハンセン病治療史の全体像はハンセン病療養所としてのスピナロンガ島が同時代の他のハンセン病療養所と大きく異なることを示唆しないと考える。当時、ハンセン病に対する強制隔離は広く普及した手法であり、患者にとって厳しく過酷な環境は他の地域にも存在していた。（例えば、日本や韓国では隔離政策は更に後に廃止された。）

ハンセン病療養所時代を反映する重要性の側面に関連する比較は、とりわけヨーロッパにおけるハンセン病療養所の形成と運営に関する強固な文脈的枠組みを欠いており、推薦資産の例外性の実証に成功していない。

正に、比較分析のための基礎としての包括的な文脈的枠組みが欠けているのである。スピナロンガ島の特徴として提示されている要素、すなわちハンセン病コロニーがかつての要塞やかつてのオスマン帝国時代の居住区に位置していることなどは状況的なものであり、スピナロンガ島の例外性を証明するものではない。

更にイコモスは、ハンセン病療養所が世界各地で今も稼働していることを考慮するとそのような比較の枠組みを構築することは問題をはらみ、そのような（比較）作業は非常にデリケートなものになると考える。

（３）提案された登録基準

本資産を文化遺産登録基準(iv)と(vi)に基づいて推薦する。

基準(iv)：歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。

建築的遺産は、主にヴェネツィアの海岸要塞、後のオスマン帝国の居住区、ハンセン病コロニーの戦間期の建造物により構成され、スピナロンガ島は世界的な関心と優れた建築的意義を持つ場所となっている。

＜イコモス評価＞

ハンセン病コロニーについては別の歴史と意義を示す。更に、当該推薦資産はハンセン病コロニーとして機能するために既存の空となった集落を改変した。コロニーのために後から建設された建造物はわずかである。また、一部改変工事では前段階の解体も必要だった。

イコモスは、基準(iv)の妥当性は説明されていないと考える。

基準(vi)：顕著で普遍的な意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。

締約国（ギリシャ）は、スピナロンガ島が隔離、収容、人間の苦難と苦悩のランドマークであり、ハンセン病に関連する偏見の象徴であるという理由で当該基準の妥当性を説明している。スピナロンガ島は、当時世界中で普及していたハンセン病治療に対する認識と実践の特徴的な例である。不毛で乾燥した小島に閉じ込められた患者たちの生への闘いは、この島に強い象徴性と無形の関連性をもたらした。そのため、スピナロンガ島はギリシャ内外の文学、音楽、演劇、映画に影響を与えてきた。

＜イコモス評価＞

イコモスの見解では、基準(vi)の妥当性説明は主にハンセン病コロニーに関連する隔離と人間の苦難の感情を中心に展開している。ハンセン病の治療に関する世界的及びヨーロッパにおける歴史と、世界中に存在するハンセン病コロニーの数を考慮すると、当該妥当性説明は当該資産の例外性に関して十分な証拠を示していない。

イコモスは、基準(vi)の妥当性は説明されていないと考える。

（４）完全性と真実性

完全性

推薦資産は、ヴェネツィアの要塞、オスマン帝国の居住区、ハンセン病コロニーの建造物という提案されている顕著な普遍的価値のすべての要素を備えるとされる小島である。緩衝地帯は、ニシ（コロキタ）半島の隣接部分、周辺海域、推薦資産に面したクレタ島の海岸線の一部をカバーしている。

ヴェネツィアの要塞は、建設と建築資材の質の高さ、及び過去数十年にわたって実施されている専用の保存修復プログラムにより良好な状態で保存されている。しかし、要塞の一部の限られた箇所はハンセン病コロニーの時代に取り壊された。オスマン帝国時代の建造物の多くは、ハンセン病コロニーの時代に新しい機能に改変され、人口の変化により廃墟となった建造物もある。

現在、これらの遺跡は廃墟の状態で保存されており、一部は公共利用のために修復・再建される予定である。

＜イコモス評価＞

イコモスは、最大の解体箇所は要塞の城壁に沿って行われ、他にも東と南の城壁でより限定的な解体がなされ、さらに、入り口を開くために北の墓地近くの城壁2列目で小さな解体が行われたことを認める。イコモスは、これらの取り壊しがスピナロンガ要塞の完全性に与える影響は限定的であると考えている。

1970年代後半に実施された十分に文書化されていないと見受けられる多くのハンセン病コロニーの建造物の取り壊しは、この重要な要素に関する推薦資産の完全性に懸念を生じさせている。ただし、同時代の代表的な建造物はいくつかが現存しており、保存プログラムに含まれている。

真実性

推薦書は、形状、意匠、素材、技能、立地という点に関して推薦資産の真実性が最大限に保証されていると明記している。保存プログラムは、遺構の特別な特徴を最大限に尊重して実施されている。

＜イコモス評価＞

イコモスは、過去数十年の間に行われたいくつかの建造物の大規模な修復・再建が、推薦資産の真実性に寄与していないことを指摘する。近年実施された保全プログラムは、より慎重なアプローチを採用しているようである。イコモスは、そのような（より慎重な）アプローチを継続的に遵守し、そのようなケースを可能な限り制限することを推奨する。

（５）提案された記載証明に対するイコモスによる評価

締約国（ギリシャ）から提案された記載証明（記載への妥当性説明）は、文化的意義の3つの観点を中心に構成されている。

- ・3つの主要な発展段階の記念碑的表象
- ・大きく異なるコミュニティによる過去の時代の物理的証拠の連続的な占有と改造
- ・世界的なハンセン病とその治療に関連した隔離と苦悩

締約国（ギリシャ）は、スピナロンガをその歴史的発展と特に最近のハンセン病コロニーとしての歴史により、ヴェネツィア起源の他の要塞とは異なると考えている。しかし、世界的に必要なテーマの枠組みが存在しないため、このような観点からの推薦をさらに発展させるのは困難であると考えられる。（締約国：ギリシャから提出された）追加情報で

特定されているように、スピナロンガは世界中で何十年にもわたり行われてきた感染症の隔離方法の特徴的な例であり、独特の歴史的特徴を共有するハンセン病療養所のグループに属する。さらに、1940年代にハンセン病の治療法が発見され、ハンセン病の医学的および社会的側面が劇的に改善されたにもかかわらず、稼働中のハンセン病療養所は依然として世界中の様々な地域に存在し、人々は依然として社会的偏見に苦しんでいることに留意する必要がある。スピナロンガの価値が普遍的で優れたものであることを確認し、ハンセン病に関する偏見の解消や社会的連帯の促進に貢献する可能性を評価するためには、ハンセン病の世界的な歴史との関連で更なるスピナロンガの文脈化を検討する必要がある。

3 保全手法とモニタリング（略）

4 保護と管理（略）

5 （イコモスによる）結論

推薦書はよく構成されており、精緻に作成されている。

スピナロンガは、ヴェネツィア共和国が保有する植民地と交易路を確実に管理するために地中海のこの地域に建てられた16世紀のヴェネツィアの要塞の1つである。1715年にオスマン帝国に敗れたが1898年まで（スピナロンガはオスマン帝国の）商業集落として繁栄した。1904年にハンセン病コロニーに改変され、1957年まで運営された。

スピナロンガ島は、美しい風景の中にあるユニークなモニュメントのパリンプセストであり、多文化的かつ多次元的な過去を証明し、必要性や安全性の観点から島の環境で生き延びようとした人間の闘いを示しているとされ、登録基準(iv)と(vi)に基づいて推薦されている。

しかしながら、締約国（ギリシャ）が明示した推薦理由は、スピナロンガが世界的に関心の高い例外的な場所として際立っていることを示す首尾一貫した強力な論拠とはなっていない。

いない。

ハンセン病コロニーの時代に関連する重要性の要素については、スピナロンガに設立されたこの特別なハンセン病療養所が、その景観の特殊性を除いてそのコンセプトや組織、ハンセン病治療の歴史における役割の点で際立っているか否かを理解するための地理的・文化的それぞれの文脈に関する十分な情報が推薦書にはない。

スピナロンガの完全性はハンセン病療養所として使用されていた間や、その後使用されなくなっからの放置、幾つかの取り壊しにより困難に直面した。過剰修復や復元も行われてきたが、後の保存プログラムではより慎重なアプローチが採用されていると見受けられる。これは今後の作業でも継続されるべきである。

要約すると、イコモスは、近年のハンセン病療養所としての歴史的発展により、締約国（ギリシャ）はスピナロンガをヴェネツィア起源の他の要塞とは異なるものと見なしていると理解する。しかしながらイコモスは、このテーマを中心に展開する推薦は、記憶の結晶化と比較の枠組みの観点からかなりの課題をもたらすと考える。

6 （イコモスによる）勧告

記載に関する勧告

イコモスは、ギリシャの「スピナロンガの要塞」を世界遺産リストに記載しないことを勧告する。



The island Spinalonga, 1901
Giuseppe Gerola

※パブリックドメイン。NPO事務局による挿入。

5-12. 長島愛生園「収容棧橋」「監房跡」保存修復・整備活用に向けた基礎的調査 2年目報告（基本計画・基本設計） 2021年度追記

I 概要

1 目的

（1）「収容棧橋」「監房跡」基本計画・基本設計

本法人「ハンセン病療養所のユネスコ世界遺産登録に向けたロードマップ（2019年～2021年度）」及びこれに関する「進捗管理・学術調査報告書」に基づき、既に2020年度において調査された内容を踏まえ新たに調査を行った上で、2物件それぞれの価値の整理を行い、保存修復・整備活用のための基本計画、基本設計の作成を目的とする。

（2）「監房跡」水抜・内部構造調査

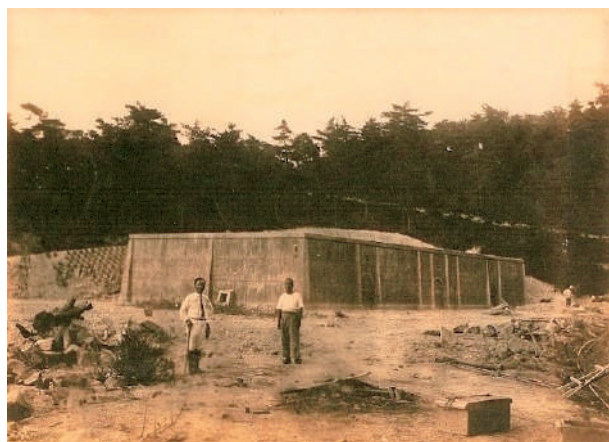
2020年度に実施した調査により、土中に埋まる独房には空洞と雨水が滞留している可能性があることが判明した。そこで、2箇所にコアリング及びボーリングを行い、観測井戸を設置し、独房内部にカメラを投入して現状の把握し、水位計により雨水を観測し滞留に到る経緯の調査を実施する。また、ボーリングにより採集された土質サンプルを分析し、法面の安定性を分析する。これらの調査により得られた結果は、（1）の計画・設計に反映させることを目的とする。

2 調査対象

長島愛生園「収容棧橋」（1939年築）



長島愛生園「監房跡」（1930年築）



3 2021年度調査動画（YouTube）

<https://www.youtube.com/channel/UCHeBTc4Vx5lxc2BoUpk9Fig>



II 収容栈橋（以下と併せて、2020年度版本書も参照のこと。）

1 補足調査（略）

2 中間所見（2020年度版から変更なし。）

（1）特徴と建造物の健全性

築造から80年以上、海中の厳しい環境下にあった栈橋は、その大部が崩落し、廃墟としての姿を呈している。構造は、第1スパンが11尺(3.33m)、第2～第5スパンがそれぞれ12(3.63m)の全5スパンからなる桁橋構造である。4台の橋台と先端の階段は、人頭大の粒形を玉石を含む粗石コンクリート(無筋)により成型されており、セメント量を節約した工夫であると考えられる。なお成型にあたっては、各橋脚で地業レベルが異なるため、現場打ちで施工されたことが推定されるが、周囲に締切仮設の痕跡が認められないことから水中施工の可能性が想定され、コンクリートには水中不分離コンクリート(水中コンクリート)を用いたものと考ええる。

係船時の潮位の変化に対応するための階段は、現在は当初図面に記載の形態をとどめてはおらず、構成部位と思われるコンクリート塊が海底に散乱している。橋台は、近隣から採取されたと考えられる花崗岩により築かれた間知石積み構造による。間詰めコンクリートの痕跡がみられるが、胴込・裏込にコンクリートを流し込んだ本格的な練石積とは異なる。橋台・橋脚ともに、足元には人頭大の捨石が投入され、洗堀対策が講じられている。桁は、築造当初は、木造の腕木形式の桁であったことが、史料（図面・古写真）より明らかになっているが、現在は、鉄筋コンクリート製のプレキャスト桁に置き換わっている。改築時期は現段階では特定できていない。今後の課題である。第1スパン以外の桁は全て崩落しているが、その他の桁は、塩類による鉄筋の爆裂によりコンクリートかぶり部分は、剥落し、内部の鉄筋がむき出しになっている状況が確認できた。橋台から1スパン目の桁もいつ崩落してもおかしくない状況である。

一方、沈下については簡易貫入試験により各橋台・橋脚周辺の表層地盤について調査を行ったが、一部表面で非常に軟弱な層が認められたが、周辺に目立った洗堀の跡は見られず、構造そのものに大きな沈下は確認されなかった。自重が比較的小さいことや、潮による浮力の影響もあり、現在のところ沈下を免れているが、周辺地盤の表層に軟弱部分が認められているため、今後も沈下が進まないとは言えない。

すでに廃墟となった栈橋ではあるが、かつてこの場所から島に収容されたことを今に伝える遺構として、かろうじてその祖形をとどめているが、今後放置をするとその姿も失われてしまうため、下記の価値に配慮した保存の対策が求められる。

（2）増改築の形跡と価値

患者が島に初めに降り立つ場所として、また家族や本土の暮らしとの決別の場所として、象徴的な本遺構は、その供用中の改変履歴のみならず、収容栈橋として供用がなされなくなった後、今日に至るまでの時間経過、廃墟としての景観を含め保存継承する価値としてとらえることが重要であると考ええる。保存修復・整備活用にあたっては上記の価値に留意した方針の検討が求められる。

3 基本設計（別紙A3資料①参照）

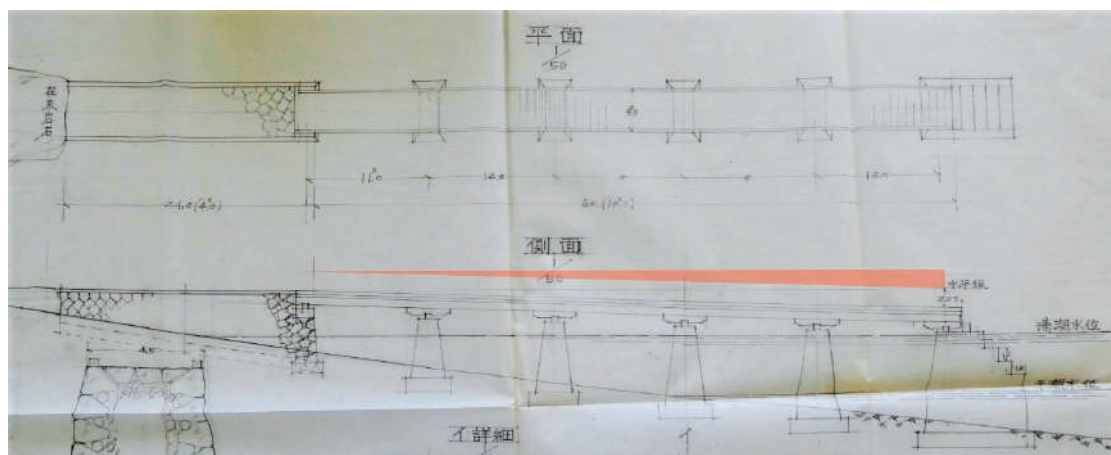
4 基本計画

(1) 事業工程表及び概算事業費（令和5年度以降の予算化は未定）

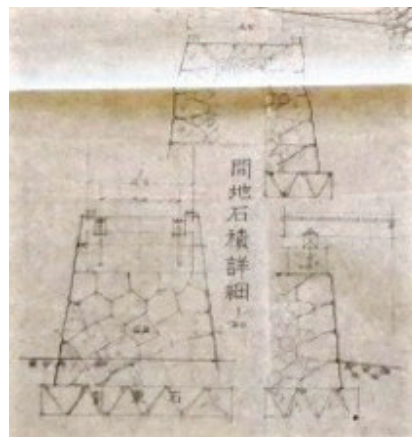
（単位：千円、税込）

実施項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	小計
基礎調査		済					
基本設計・調査			済				
実施設計・調査工事				6,300 実施設計 4,500 調査1,800			
工事	(最小)				27,000	55,000	82,000
	(最大)				34,300	68,500	102,800
工事監理					1,500	3,000	
事業費 小 計	(最小)			6,300	28,500	58,000	
	(最大)				35,800	71,500	

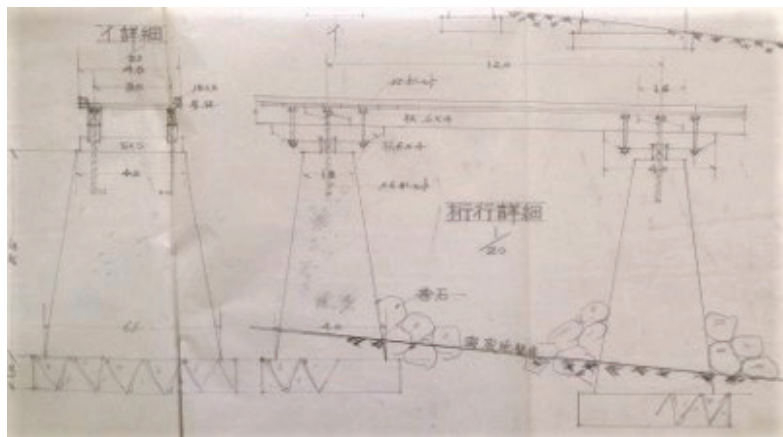
(2) 概算事業費詳細（略）



一般図



橋台間知石積み

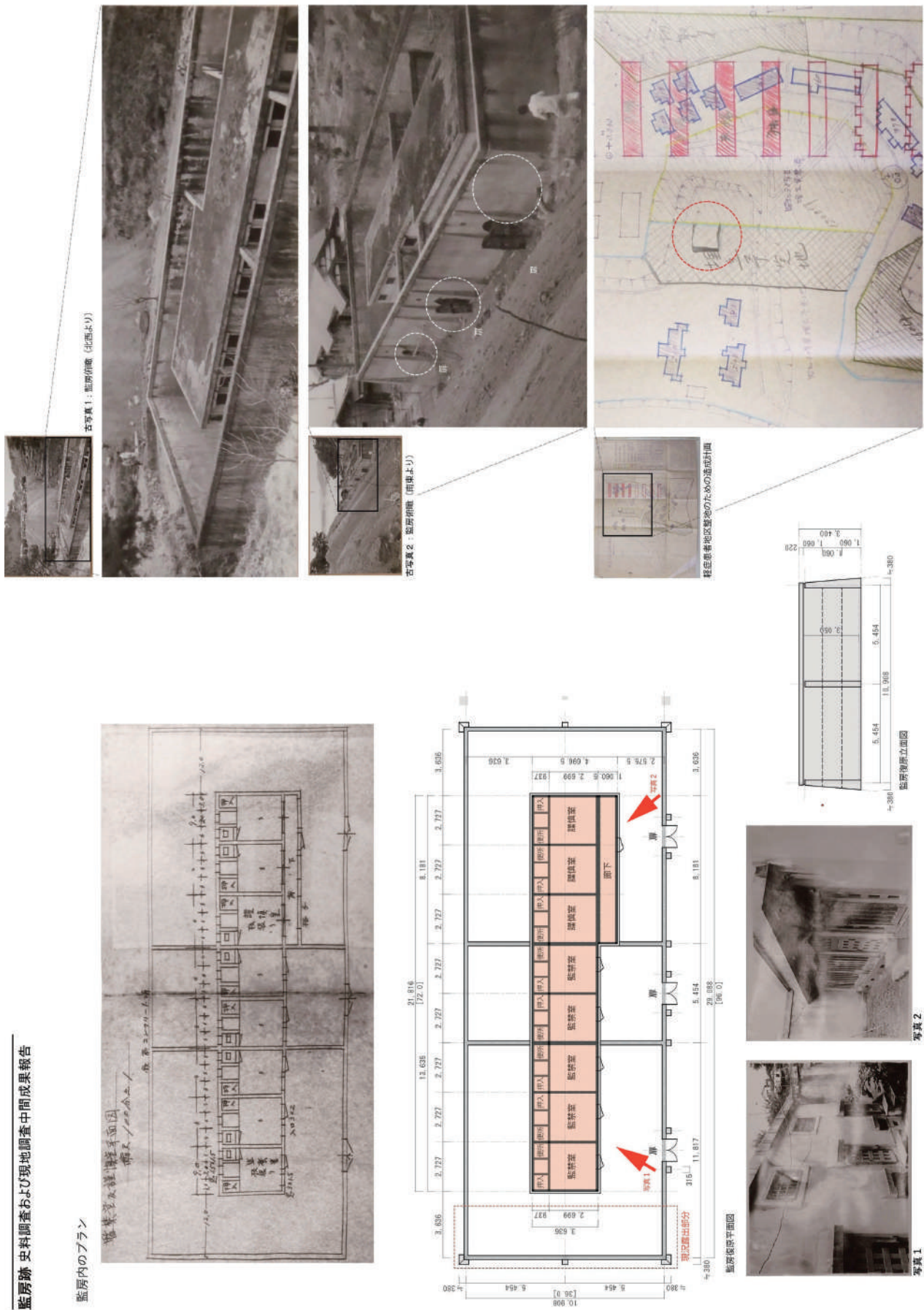


橋脚詳細図

収容桟橋設計図（新築時）

Ⅲ 監房跡（以下と併せて、2020年度版本書も参照のこと。）

1 史料調査及び現地調査中間成果



2 水抜・内部構造調査結果（別紙A3資料②参照）

Bri 内部カメラ観察

写真1 上部から貯蔵釜体を見る

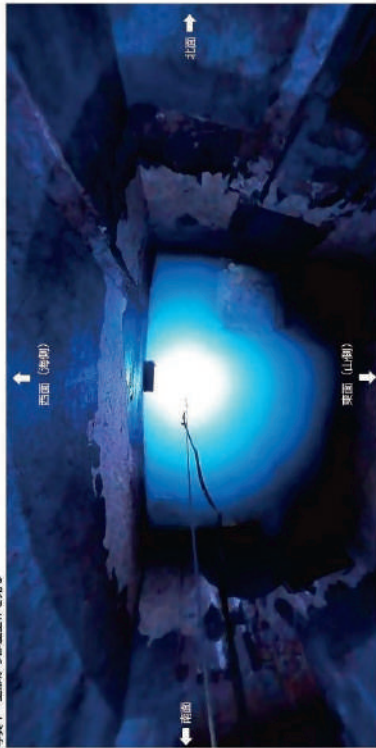


写真3



写真5



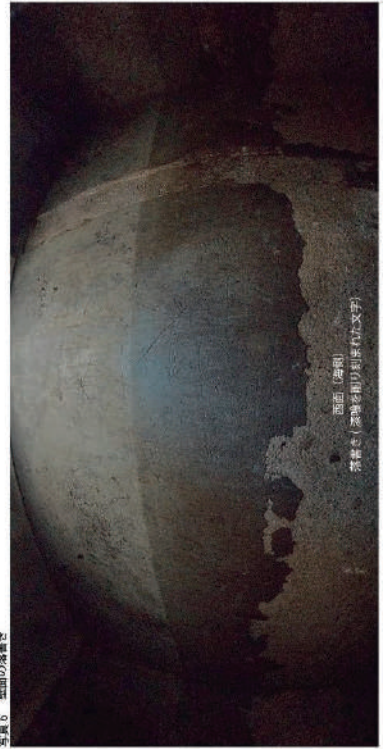
写真2



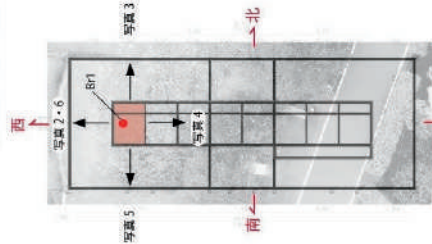
写真4



写真6 壁面の剥離を



監査調査結果報告



Bri 写真案内図

監査天井部へのφ350mm コアリングの様子



8/2 内部カメラ観察

写真1 上層から内部全体を見る



写真3



写真5 北面 (廊所・押入)

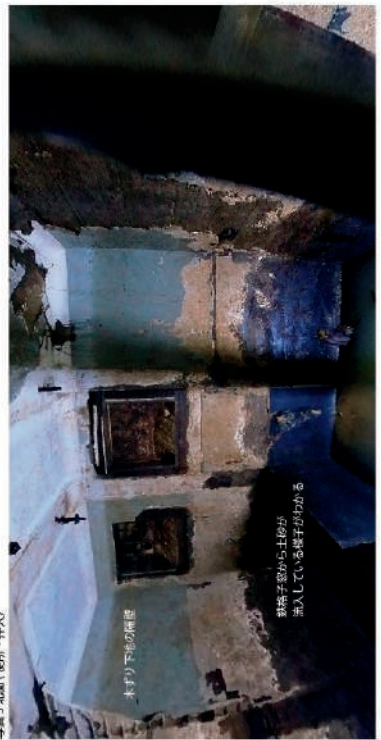


写真2 天井を昇上げる



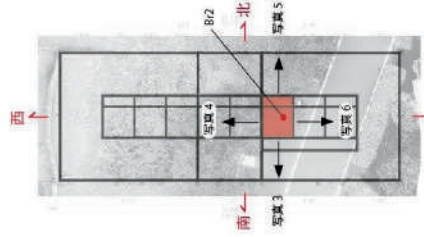
写真4



写真6



監査記録結果報告



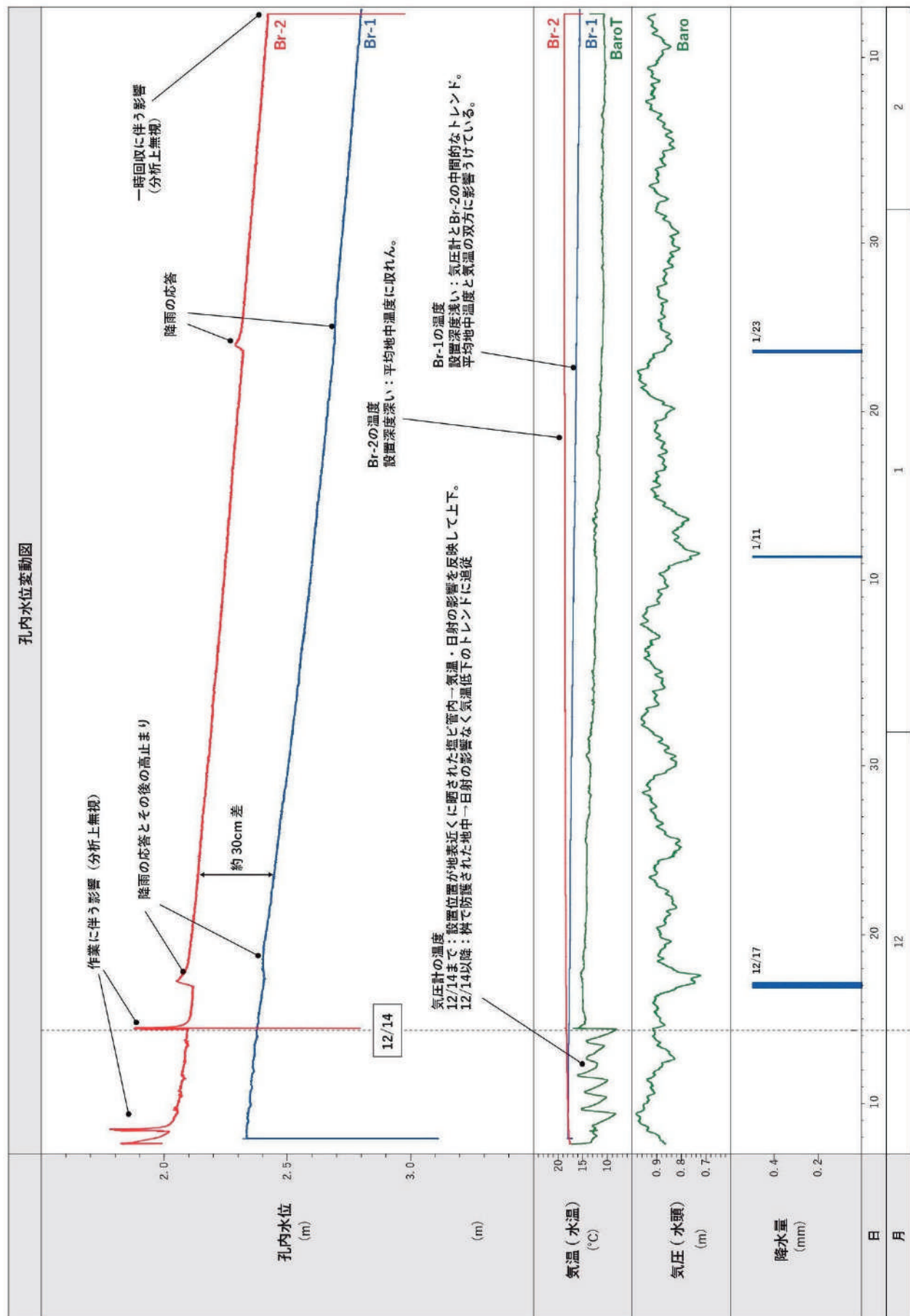
B72 写真案内図

→ 東面の木格子面が壊れ、土砂が内部に 流れ込む様子が確認できる (廊下内の水位の上下とともに ゆっくりではあるが、土砂の侵入は 続いていると推定される)



監視室側の木製格子

3 Br1及びBr2孔内水位観測結果（速報値）（2021/12/14～2022/02/12）



（注）孔内水位は、天井からの距離を示す。

4 調査所見

以下、本年度の監房調査の結果について、新たに明らかになった事項についてとりまとめ、今後の事業化に向けた課題と対策について所見を述べる。

報告内容は、現地におけるボーリング調査孔を用いた内部観察結果を中心としたものであるが、建築仕様の実態については、適宜、愛生園所蔵の以下2点の史料との付き合わせをおこなった。あらかじめ史料記載の、監房（監禁室及び謹慎室）の概要及び工事仕様の詳細について以下にまとめる。

（１）史料に見る監房（監禁室・謹慎室）の建築仕様について

史料Ⅰ：「国立癪療養所本館外八兼新築工事仕様書」（昭和5年3月31日）

- ・監禁室及繃帯交換室及付属塀
- ・監禁及び謹慎室

史料Ⅱ：「国立癪療養所本館外八兼新築工事内訳書」（昭和5年頃（推定））

- ・国立癪療養所監禁謹慎室新築工事内訳書

史料Ⅰ表紙には、「監督用・期限昭和5年3月31日迄」とのメモ書きがある。直営工事であったことから、史料ⅠおよびⅡは、工事監理にあたった現場監督員=係員の手元資料として昭和5年度末まで用いられた控え資料であると考えられる。なお竣工年月は、その約2ヶ月後の昭和5年5月30日とされており、竣工直前まで用いられていたものであること、また、仕様書の一部（コンクリートの調合比率等）に追記・修正が見られ、当初仕様の一部に変更が加えられていることから、本史料記載の仕様が、監房（監禁・謹慎室）新築工事の概ね最終の実施仕様であったと考えられる。

工事内訳書（工種一覧表）は、各工事および材料項目毎の仕様と数量を一覧したものであるが、単価や工事費欄は空欄となっており、所謂「金抜き設計書」の体をなしている。別途国側には「金入り設計書」が存在した（する）と考えられる。（※本報告においては、史料の内容は適宜算用数字にて表記し、改行位置調整・口語調への変換を行ったうえで記載。）

史料Ⅰ：「国立癪療養所本館外八兼新築工事仕様書」より

監房（監禁室および謹慎室）の仕様概要は以下の通りである。

（二）監禁室及繃帯交換室及付属塀（※繃帯交換室は誤記の可能性あり）

桁行12間、梁間2間3尺5寸 1棟

鉄筋コンクリート造平屋建

建坪：26.624坪、他に鉄筋塀：52間(入口共)

高さ：地盤より前面屋根上端まで10尺5寸、

天井漆喰塗、内部壁漆喰塗、床板張及畳敷土間コンクリート打セメントモルタル塗

他壁はセメントモルタル塗り、屋根ストッパーモルタル塗り勾配1/40

(二)監禁及謹慎室

室名	床	壁	天井	備考
監禁室	板張・一部コンクリート叩	漆喰塗仕上げ [㊦]	漆喰塗仕上げ [㊦]	-
便所	モルタル塗	〃	〃	大便器付
謹慎室	畳敷・一部コンクリート叩	〃	〃	-
便所	モルタル壁	〃	〃	大便器付
廊下	縁子(甲)板張	〃	〃	-

史料Ⅱ：「国立癪療養所本館外八兼新築工事内訳書」は別表（本書未掲載）の通り縦表に整理した。

（２）房内の観察より明らかとなった各部建築仕様と遺存状況について

<屋根スラブ・天井>

今回の調査における唯一の躯体に関する仕様としては、第1号房（海側）にて採取した天井スラブのコアよりいくつかの情報が得られた。天井スラブ厚は約180mm、粗骨材の粒径約30mm以下の玉砂利、鉄筋は4分径の丸鋼を用い、上下ダブルで配筋されていた。水平ピッチは不明であった。外側のコンクリートかぶり厚さ（純かぶり）は約50mm程度確保されており、鉄筋の腐食の進行はほとんど見られなかった。中性化の程度については未調査である。

外側面（屋根面）は、約20mmのセメントモルタルが打設され、その外側に約5mm厚のアスファルト防水層を敷設し、さらにその外側に薄塗のモルタルが施された状況であった。内側（天井側）は約10mm程度の砂漆喰下地の上に白漆喰約1mm厚の仕上げが施されていた。史料上、屋根スラブについては「屋根防水ストッパー」（調合モルタル1:3、平均厚6分≒18mm）による防水仕様となっており、現地で確認された約20mmのモルタル層と概ね一致するが、アスファルト防水層およびその外側の薄塗モルタルは史料に記載はなく、後補材の可能性が高い。改修時期については不明である。屋根天端までの高さは史料Ⅰに記載のある10尺5寸（3181.5mm）とほぼ寸法が合わないことも確認できた。

<壁>

監禁室(Br1)・謹慎室(Br2)ともに、天井面同様に2層仕上げとなっており、厚塗りの砂漆喰面上に数ミリ程度の厚みで仕上げ漆喰が施されている。天井面の白漆喰に対し、壁面は落ち着いた灰緑（うぐいす色）に塗分けられている。また天井の周り縁には、装飾的な塗回しが見られ、「監房」という場においては不相応ともとれる仕上げから、往時の施設に対する設計思想がうかがえる。

漆喰壁の遺存状況としては、恒常的に水に満たされている床面より約1.5m付近までの壁仕上げは、監禁室・謹慎室ともに概ね失われ躯体のコンクリート面が露わになっている。

また、仕上げの残る壁面上部に関しても監禁室（第1号房）については天井から約50cm下、謹慎室（第6号房）においては、約20cm下の位置に水面線の痕跡が確認でき、内部がほぼ水で満たされる時期に近い過去にあったことが推察される。そのため、漆喰が残る上部についても水損によりコンクリートとの結合力が失われ剥落しやすい状況になっていることが予想される。

また、押入・便所の垂れ壁部分についても外周壁と同様の漆喰仕上げが施されているが、下地は木摺であったことも確認できた。

さらに古写真にも残る「落書き」痕跡の一部が、第1号房にて確認された。漆喰壁を削り文字を陰刻したものであることがわかった。

<床>

今回の調査では、床板および根太と思われる木材の一部についての確認にとどまり、床仕様の詳細については明らかとはならなかった。史料上、監禁室と謹慎室とで、板張りとは畳敷きとで、差異を付けているが、謹慎室においても畳の痕跡は確認ができなかった。

<便所>

半間四方の間取りと縦羽目板仕様の板戸の痕跡は確認できたが、史料記載の便器そのものについては、第1号房において、水中にそれらしき影が確認できたにとどまり、明確には確認できなかった。水位低下時に再度確認が可能と思われる。

<木造部>

木造部としては、便所および押入れ区画となる帳壁の間柱および、第7号房に土砂とともになだれ込んだ外廊下の格子枠が確認できたが、断面寸法・材種の特定にまでは至っていない。なお、史料における木部材料の特徴としては、水気の多い土台にヒノキ、大引・根太受け、建具の一部にスギを用いている他、多くはベイマツが用いられている。これらの材の使い分けは監房（監禁室及び謹慎室）に限らず、他8棟に共通する仕様である。

<その他>

第1号房の水中カメラ観察により、史料に記載のある鋳物製の床下換気抜（換気口金物）をとらえることができた。

以上、各部の劣化・破損は著しいものの、物的証左として、往時の房内の建築仕様を知るための遺構として、依然、各部の仕様が特定できる状態にあり、また、建造当初の史料（仕様書や古写真）との照合が可能な状態にあることがわかった。

「落書」の痕跡は監房の歴史を後世に伝えるうえで特筆すべきものであり、その一旦が明らかになったことは本調査の大きな成果の一つである。

しかしながら、建物の劣化・崩落は現在もおお進捗状況にあり、現在からうじて残されている多くの情報は加速度的に失われてしまう可能性があるため、早期の保存対策が求められる。

（3）監房内部の劣化・破損状況について

①躯体の劣化・破損状況

前述の通り、監禁室（第1号房）の天井スラブにおいては、コンクリートの著しい劣化は確認できなかったが、謹慎室（第6号房）のスラブには、盛土による大きな積載荷重がかかることもあり、天井面全体にひび割れが確認された。

天井スラブは、有筋コンクリートであることから全体が一時に崩落することは考え難いが、クラックからコンクリートに被覆された鉄筋が露出し、錆が進行することは必至であり、劣化が加速度的に進むことは想像に難くない。

②土砂の流入

Br2孔を用いた内部の観察より、謹慎室（第6号房）南面に土砂の流入が確認できた。居室と外堀との間の天井のない屋外回廊部から、外廊下の格子を押し倒し、内部になだれ込んだ土砂の様子が確認できた。状況から、埋め戻し時に流れ込んだものと思われ、直近に流れ込んだ様子ではないと判断される。しかしながら、水位観測のために設置した観測用のストレーナー管内に堆積した細粒土砂の状況から水中の土砂が移動している様子も明らかとなった。そのことから、緩や

かではあるが、外部から新たに土砂が供給されている可能性についても否定できず、今後、まとまった降雨があり、流入水が増加する時期には、内部への土砂の流れ込みが進む可能性もあり、路面の陥没等には注意を払うとおもに、観測井戸を用いた内部の土砂の流入状況については随時確認を行うことが望ましい。

③土中・水中環境下における温熱・湿度環境に起因する内部仕様の経年劣化について

現在、監房遺構の大部分は土中にあり、外部に露出していた頃とは、建物を取り巻く環境は大きく変化している。特に、密閉空間内に外部からの雨水（地下水）が供給され常に高湿度状態にある環境は、漆喰、木部やコンクリート（鉄筋）にとって腐朽や経年劣化を加速させる要因となっており、遺構の保存環境としては極めて過酷な状況にあるといえる。

また、直接的な水の影響としては、房内の滞水量の変化による壁の漆喰仕上げ面の顕著な風化が確認され、恒常的に水面下となる壁面下部については、仕上げのほとんどが失われていた。これは、乾・湿繰り返しによる影響というよりも、水面の上下作用に伴う物理風化によるものと考えられる。

一方、気温（水温）の変化については、外気に比べ緩やかでかつ比較的安定していることから、躯体の鉄筋コンクリートの熱による膨張収縮や侵入水の凍結融解等の気温変化に起因する劣化は比較的起こりづらい環境下にあることも指摘できるが、総合的にみれば、水の影響がはるかに勝っているとみられ、劣化を進行させる方向にあるといえる。

以上、今回の調査にて確認された天井面の亀裂および土砂の流入状況から鑑み、現状を放置し続けた場合、近い将来、躯体の崩壊と土砂の流入が進む可能性は高く、それらに伴う周辺地盤の沈下や地盤内部に空洞を生じる可能性は高い。監房遺構の保護という観点だけでなく、供用中の道路の陥没等、園内生活者や見学者の安全性が損なわれる可能性も十分に起こりえる状態であるため、速やかな対策が望まれる。

（４）監房跡の保存に向けた今後の課題について

今後の課題は、本調査により、残存状況が明らかとなった建築仕様に加え、内壁に残された漆喰仕上げ面への「落書き」等の生きた痕跡を含めた、房内外の物的史料を如何に保存できるかということに尽きる。（別紙A3資料②参照）

上記課題に取り組む上での最大のリスクは、現状からうじて残る躯体が周囲の土圧により押しつぶされる、あるいは房内の空間が、天井の陥没、土砂の流入により埋まり、内部の建築仕様が失われてしまうことにある。これらについては早急な対策を講じる必要があるが、その方法については、同時に長期的視点に立ち将来的な建物の掘り起こしの可能性も見据えた可逆性の担保如何に確保するのも大きな課題となる。具体の保存対策については下記にまとめる通りであるが、専門家の意見も踏まえた慎重な議論が求められる。

また、今回の調査では明らかとならなかった、監禁室と謹慎室の使われ方の区分けや建築仕様の違いについては、引き続き史資料や入所者からのヒアリング等による補足調査が望まれる。

（５）監房跡の保存に向けた具体の対策について

遺構保存に大きな影響を与えている建物外部から作用する土圧・水圧の低減、及びそれらによる建物の崩壊を防ぐ手立てとして、大きく2つの方向性が考えられる。

1点目は、外力により建物が押しつぶされないよう、内部を何らかの充填材料により満たすというもの。2点目は、外部から作用する土圧を軽減するために、周囲の土砂を取り除くという方向である。

現状、盛土上には現役で供用されている道路や住棟が存在しており、盛土を完全に除去することは困難な状況にある。そのため、現時点で講じることのできる最善の策としては、内部の充填を行ったうえで、土砂を可能な限り除去するという1点目と2点目の併用策が考えられる。

1点目の具体的方法としては、a流動化処理土 あるいは b発砲素材（盛土補強材）等による内部の充填が考えられる。2点目の方法としては土留め擁壁を併用した法面盛土の部分的な除去が考えられる。本調査において、上部の人工盛土の地質状態についても明らかとなったが、盛土内部に一部空洞を抱えている可能性はあるものの、経年によりある程度は圧密され締まっていることも明らかとなった。そのため、部分的な地盤改良を併用すれば、土留め擁壁の構築も十分に可能であると考えられる。同対策により海側から5つ目の房までは、積載土砂の質量ベースで最大、現状より約50％程度、土圧による負荷を低減できる可能性がある。また、盛土の除去にあたっては、真砂土の自然安定勾配以下で切土することで、土砂崩れ防止の効果も期待でき、遺構保護と生活環境の安全性担保に加え減災対策にもつながる多面的な効果のある対策を講じることのできる可能性も高いと考える。

降雨による法面のエロージョン、谷地形に位置することによる雨水排水対策については別途地盤・地質調査結果として取りまとめた通りである。

上記対策については、いずれも施工性・可逆性に関しては、さらに詳細な技術的検討を行ったうえで、実施にとりかかることが必要である。

5 基本設計（別紙A3資料③参照）

6 擁壁構造計算（略）

7 基本計画

（１）事業工程表及び概算事業費（令和4年度以降の予算化は未定）

（単位：千円、税込）

実施項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	小計
基礎調査		済					
基本設計・調査			済				
実施設計・調査工事				実施設計 3,800			
工事	（最小）				90,500	45,300	135,800
	（最大）				103,600	51,800	155,400
工事監理					2,400	1,200	
事業費 小 計	（最小）			3,800	92,900	46,500	
	（最大）				106,000	53,000	

（２）概算事業費詳細（略）

8 ボーリング調査結果及び所見（略）

IV エリア計画図（素案）



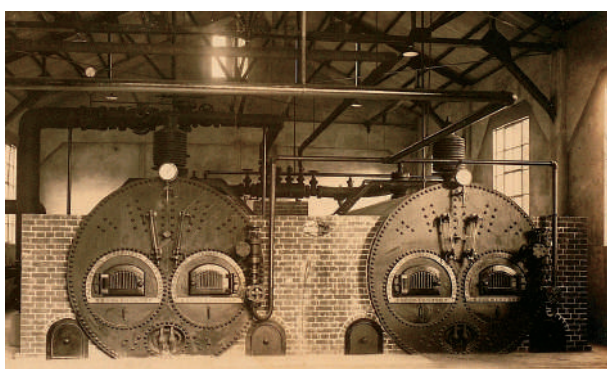
調査の現場から-国立療養所長島愛生園 汽缶場（ボイラー棟）1930（昭和5）年5月竣工-



撮影時期不詳（竣工直後か。左は消毒室）



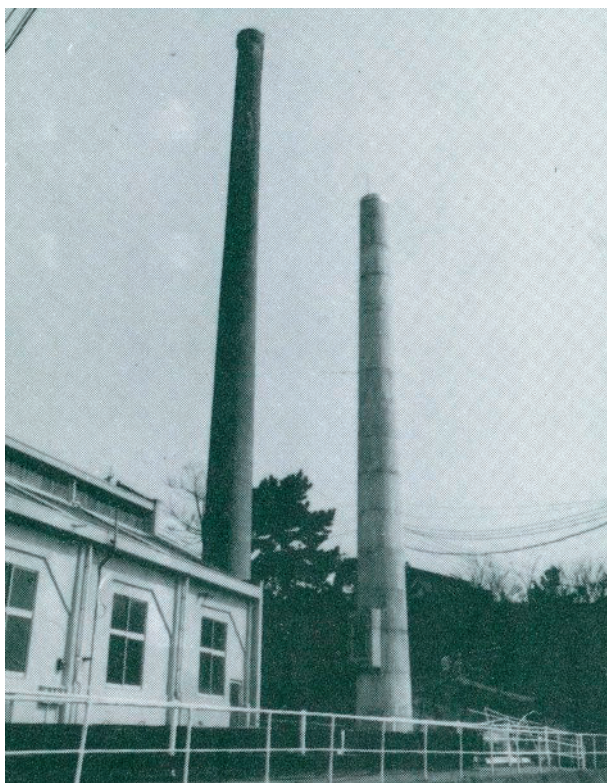
2022年2月撮影



竣工当時のランカシャー型ボイラー
（大阪安治川鉄工所、三菱商事の記載あり。）



石炭燃料時代の滑車と壁面に残る旧煙突
への排気口跡（2021年8月撮影）



二本煙突の汽缶場
（「愛生」平成5年5月・6月合併号表紙写真）



日出南海岸からの石炭の荷上げ（患者作業）
撮影時期不詳（昭和10年8月以前）

平成5年2月 新煙突（高さ23m）の建設開始
平成5年3月 旧煙突（高さ38m）撤去

昭和20年代後半、燃料は重油に替わり、煙突もさ程の高さを必要としなくなりましたが、加えていたみがひどく、遂に煙突更新ということになり、高さは半分で充分というのですが附近の居住棟への配慮もあって23mと決まりました。（左記号表紙写真説明より抜粋）